

# REPORT 2019

## THE MIZUSAWA SHINKIN BANK 水沢信用金庫の現況

国立天文台水沢V L B I 観測所((一社)奥州市観光物産協会提供)



水沢信用金庫



## CONTENTS

1	基本理念・経営方針
2	ごあいさつ
3	水沢信用金庫と地域社会
5	地域金融円滑化に係る取組み
	地域金融円滑化のための基本方針
6	中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組みの状況
9	事業内容
10	店舗一覧
11	トピックス
17	各種ご案内
	預金商品のご案内
	融資商品のご案内
	サービス業務のご案内
19	各種手数料一覧
21	金庫の事業の運営に関する事項
	法令等遵守（コンプライアンス）の取組み
	個人情報保護について
	顧客保護等管理方針について
	利益相反管理方針について
	反社会的勢力に対する基本方針について
23	金融商品・保険商品のご提案にあたって
24	リスク管理体制
25	金融ADR制度
27	総代会等に関する事項
29	金庫の組織に関する事項
30	当金庫の歩み
31	資料編
57	開示項目一覧



水沢信用金庫 本店外観

## Basic Philosophy

## 基本理念

地域社会の発展  
豊かな暮らしづくりを目指して

私たち水沢信用金庫は、地域とともにある金融機関です。地域の発展があつてこそ当金庫の発展がありえるとの理念のもと、昭和24年創業以来70年の歴史を歩んでまいりました。

これからも、地域経済の発展と豊かな暮らしづくりのお役に立てるよう、堅実な経営を維持し、皆様から信頼されるパートナーとして、地域とともに歩んでまいります。

## Management Policy

## 経営方針

## 1. 地域社会に対する貢献

地域金融機関として地域社会の発展、地域住民の繁栄に貢献する。

## 2. 経営の安定と発展

常に経営規模の拡大と合理化を図り、健全経営の維持と内部蓄積の充実に努める。

## 3. 魅力ある職場づくり

職員の創意を尊重し、人材の登用と資質の向上をはかり、働きがいのある希望に満ちた職場をつくる。

THE MIZUSAWA SHINKIN BANK  
水沢信用金庫の概要 (平成31年3月31日現在)

創立	昭和24年7月12日
本店	奥州市水沢字曰高西71番地1
電話	0197-23-5191 (代表)
店舗数	11店舗
会員数	12,045名
出資金	500百万円
役職員数	143名
営業地区	奥州市、胆沢郡金ヶ崎町、北上市、 一関市（旧一関市、旧大東町、旧東山町）、大船渡市、 陸前高田市、気仙郡住田町、西磐井郡平泉町
ホームページ	<a href="http://www.mizusawashinkin.co.jp/">http://www.mizusawashinkin.co.jp/</a>

# ごあいさつ



皆様には平素より水沢信用金庫に対し格別のお引き立てを賜り心より厚く御礼申し上げます。本年も、当金庫の経営内容をご理解頂き、安心してお取引いただけますよう、ディスクロージャー誌「水沢信用金庫の現況」を作成いたしましたので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

さて、平成30年度の我が国の経済は、数字の上では緩やかな回復が続いておりますが、肌で感じる足元の景況感は地域によって温度差が広がっております。とりわけ小規模の事業者の多くは、売上不振、原材料費や燃料費の上昇といった要因のほか、経営者の高齢化や後継者難、慢性的な人手不足といった構造的な問題が一段と深刻化しており、この先の業況回復に向けた展望がなかなか開けないというのが実情であります。

また、当地域内の経済においても、企業における生産の抑制の影響や公共投資が弱含みとなることが懸念されたものの、前年度からの緩やかな回復傾向が継続しております。しかしながら、企業における人手不足、従来からの課題である人口減少や少子高齢化等の構造的要因の影響などから、依然として地方における中小企業の経営環境は厳しく、数字と実態には乖離があり、まだまだ景気回復には至らない状況であります。

このような情勢のもと、当金庫は後掲のとおりの成果を収めることができました。そして、地域の皆様に支えられながら、本年の7月12日に創立70周年を迎えました。これもひとえに会員の皆様はじめ、お取引様各位のご支援の賜と厚く御礼申し上げます。

当金庫では、平成30年度からスタートさせた新たな3か年計画「しんきん共創力発揮～地域と共に未来へ歩み続ける協働組織金融機関を目指して～」に基づき、「つなぐ力」など、信用金庫の独自性・特性や強みを発揮しながら、金庫がこれまで行ってきた取り組みを深めて、地域やお客様を支え、共に発展を目指し、豊かな地域の未来を創り上げていくこと(共創)によって、地域金融機関としての強固な経営基盤と確固たる地歩を確立してまいります。

また、協同組織の金融機関としての原点を踏まえ、「地域のために存在し、地域を守る」という確固たる信念のもと、経営基盤の一層の強化に努め、地域が抱えているさまざまな課題と真摯に向き合い、その解決に全力で取り組むとともに、金融・非金融の両面で地域経済・社会を支えていく所存でございます。より一層のお引き立てとご愛顧を賜りますようお願い申し上げご挨拶いたします。

令和元年7月

水沢信用金庫 理事長 及川 和男

## 地域の皆様とともに

水沢信用金庫は、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。

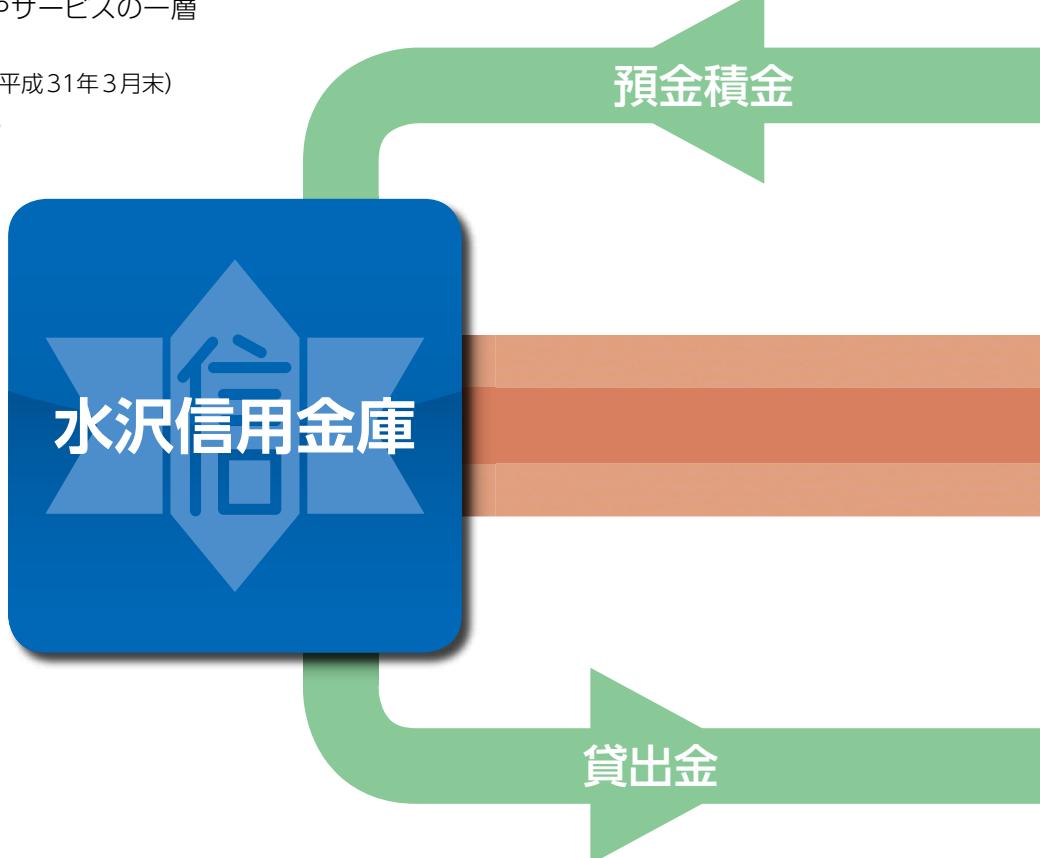
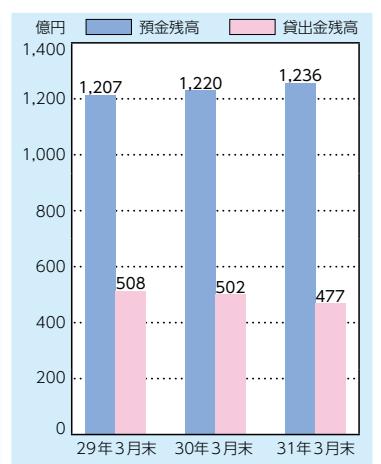
また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。

### 預金積金について

当金庫は、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品やサービスの一層の充実に向け努力してまいります。

**[預金積金残高 123,625百万円]**（平成31年3月末）

※詳しくは本誌32ページをご参照ください。



### 出資金について

**[会員数 12,045名]**（平成31年3月末）

**[出資金残高 500百万円]**

### 貸出以外の運用について

お客様の預金は、ご融資による運用のほか、急な払出しへの備えや収益の補完を目的とし、余裕資金運用を行っております。

※詳しくは本誌40ページをご参照ください。

### お客様ネットワーク

お客様相互の発展のお手伝いをしております。

#### [すいしん会]

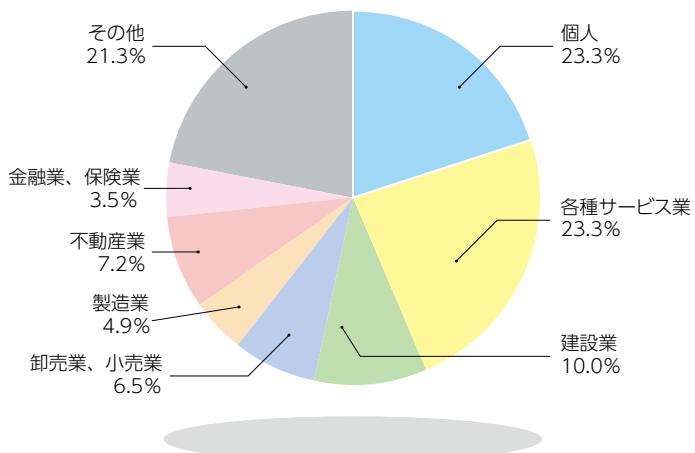
お取引先経営者の異業種間交流を図る場として、昭和60年9月に発足いたしました。

#### [青信会]

若手経営者・事業後継者の交流の場として、平成元年7月に発足し、セミナー・スポーツ親睦会等の行事を行っております。



[貸出金業種別内訳]



## 貸出金について

当金庫は、お客様からお預入れいただいた預金積金につきまして、お客様の様々な資金ニーズにお応えして、地域経済の活性化に資するために円滑な資金供給を行い、お客様や地域社会に還元しております。

**【貸出金残高 47,738百万円】** (平成31年3月末)

※詳しくは本誌41ページをご参照ください。

出資金

地域への貢献

支援サービス

お客様・会員

## お取引先へのご支援について

当金庫は、お取引先の経営改善・支援をお手伝いさせていただいている、中小企業再生支援協議会・岩手県事業引継支援センターとの連携や、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業、岩手県信用保証協会の専門家派遣事業等の活用及び岩手県よろず支援拠点合同相談会開催により、支援態勢の充実を図っております。



# 地域金融円滑化に係る取組み

## 地域金融円滑化のための基本方針

水沢信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

### 1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

### 2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

①態勢整備を図るために理事会等において決議した事項

- 金融円滑化管理方針を策定しました。

②お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備

- 事業資金・住宅ローン利用者がより相談されやすいよう全営業店・本部（融資部企業支援課）に窓口（金融相談窓口）を設置しました。

また、各営業店内に返済相談担当者を任命し、これまで以上にきめ細やかにお客様からのご相談に対応していく体制を整備しました。

- 本部の専門部署（融資部企業支援課）は、各営業店を通じてお客様へのきめ細やかな経営改善支援を行います。

### 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

## 水沢信用金庫 みずしん相談室

貸付条件の変更等に関する苦情相談担当【企業支援課】

電話番号 0197-23-5197 (直通)

※受付時間は午前9時から午後5時までです。（当金庫の窓口休業日は除きます）

## 金融円滑化に係る取組み状況

### (1) 中小企業・個人事業主の皆様への取組み

貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数及び額〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件、百万円)

	平成30年3月末		平成31年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	3,563	51,124	3,891	56,630
うち、実行に係る貸付債権	3,495	50,024	3,839	56,014
うち、謝絶に係る貸付債権	17	187	17	187
うち、審査中の貸付債権	26	575	4	38
うち、取下げに係る貸付債権	25	337	31	389

（注）「謝絶」に係る貸付債権の金額・件数の中に債務者が破産手続きの申立中の事例に係る貸付債権の金額・件数が含まれています。

### (2) 住宅ローンをご利用の皆様への取組み

貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数及び額〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件、百万円)

	平成30年3月末		平成31年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	35	374	36	387
うち、実行に係る貸付債権	33	364	34	377
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	2	9	2	9

# 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

## 1. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み方針

### [ 地域密着型金融推進計画 ]

1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮
2. 地域の面的再生(\*1)への積極的な参画
3. 地域やお客様に対する積極的な情報発信

を柱に具体的な取組み策を掲げ推進し、地域金融機関として皆様のお役に立てるよう努めてまいりました。

(\*1)地域の面的再生とは、複数の取組みが連携し広がりをもった面として地域全体の活性化、持続的な成長により再生することです。  
具体的な取組みとしては、奥州市が策定した「奥州市中心市街地活性化基本計画」の各種事業に対して協力を行いました。

## 2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

1. 本部融資部に経営支援の専門部署である企業支援課を設置し、営業店と協働して支援を行う態勢を整備しております。支援対象は常務会が特定した経営支援先を中心に、貸付条件の変更を行った先など多岐にわたります。
2. 支援対象先の状況において高度な支援が必要な場合は、専門家派遣制度を利用し、中小企業診断士、税理士などの助言を受けております。
3. 外部機関との連携については、中小企業再生支援協議会等と連携し、抜本的な事業再生に取組んでおります。また、TKC東北会と「中小企業の経営力強化に向けた取組みに関する覚書」を締結し、中小企業の財務経営力・資金調達力の強化を支援しているほか、日本政策金融公庫と業務連携の覚書を締結し、地域密着型金融の機能強化に取組んでおります。
4. 当金庫は中小企業経営力強化支援法における経営革新等支援機関(認定支援機関)として、経営改善支援に留まらず、創業・ものづくり補助金等申請の際は計画段階から関与し、支援しております。

## 3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

平成30年度は以下の取組みを行いました。

### 1. 創業・新規事業開拓の支援

- ・事業価値を見極める融資手法(不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資)への取組みとして、無担保無保証の当金庫融資商品「ニュービジネスローン」の推進を図りました。
- ・「ニュービジネスローン」や奥州市・岩手県の制度融資を活用し、資金提供を図りました。平成30年度は19件68百万円の実績(内ニュービジネスローンは8件14百万円)となりました。
- ・平成29年度に続き、第6回目の当金庫主催「創業支援セミナー」(後援:奥州市、奥州商工会議所、前沢商工会、岩手県信用保証協会、日本政策金融公庫)を開催しました。あわせて個別相談会も実施、事業計画や資金調達等の相談にお応えしました。(セミナー参加21名、内個別相談5名)
- ・創業や新たな事業活動への取組みを強化する為、奥州商工会議所と連携協定を締結しました。今後創業セミナーについて共同実施していきます。

### 2. 経営改善・事業再生等の支援

- ・経営支援先として15先の企業を選定し、経営改善の支援を行いました。
- ・条件変更を行った先の内、重点管理先81先(平成30年度期首時点)を選定し、企業支援課と営業店がアフターフォローに取組みました。
- ・中小企業再生支援協議会を利用した経営改善計画策定支援はありませんでしたが、既に計画策定が完了した5先について金融機関連絡会議を開催致しました。
- ・コンサルタント会社と連携して4先の認定支援機関による経営改善計画策定支援に取組み、全先について計画策定致しました。既に計画策定が完了した先を含め4先について、金融機関連絡会議を開催致しました。
- ・岩手県よろず支援拠点と連携し、出張相談会を開催し、27先45件の相談にワンストップにて対応致しました。

### 3. 事業承継・M&Aの支援

- ・中小企業・小規模事業者等の経営者の高齢化に対する次世代経営者への事業承継支援として、新たに(株)トランビと連携協定を締結しました。
- ・事業承継支援は、相続・贈与に関する民法・税法やM&Aに関する会社法等の基本的な知識が不可欠です。平成30年度において、(一社)金融検定協会「事業承継アドバイザー認定試験」に6名が合格しております。過去合格者1名と合わせ、当金庫の資格保有者は7名であり、今後も事業承継支援に対応できる職員の養成を行っていくものです。



#### 4. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、30年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は190件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は27.90%、保証契約を解除した件数は12件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）は0件です。

#### 5. ビジネスマッチ

- 当金庫は地域の中小企業の販路拡大を図るため、ビジネスマッチに積極的に取組んでおります。  
「ビジネスマッチ東北2018」に8社が参加し商談等が活発に行われました。



# 「地域密着型金融の取組み」について

水沢信用金庫は、地域に根ざした協同組織金融機関として「地域社会の発展豊かな暮らしづくりを目指して」を経営理念に掲げ、積極的に地域密着型金融の取組みを継続・実践しております。

地域密着型金融の更なる深化を図るため、次のことを柱に具体的な取組み策を掲げ、取り組んでまいります。

## 1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

- (1) 創業・新事業開拓を目指す企業への支援
- (2) 成長段階における更なる飛躍が見込まれる企業への支援
- (3) 経営改善が必要な企業への支援
- (4) 事業承継が必要な企業への支援



事業承継セミナー

## 2. 地域の面的再生への積極的な参画

- (1) 地域経済の活性化に向けたプロジェクトへの参画
- (2) 地域を担う若い世代への金融知識の普及

## 3. 地域やお客様に対する積極的な情報発信

- (1) 地域密着型金融に関する取組みの情報発信
- (2) 地域の活性化につながる情報発信

地域活性化につながる多様なサービスの提供として、地域を担う若い世代への金融経済知識の普及活動に取組んでおります。

平成30年度も、市内小中学生への「マネースクール」の実施や、市内高校生の「インターンシップ」受け入れ、商工会議所青年部や青年会議所が主催する「職場体験学習事業」へ協力いたしました。



## 業務の種類

### 1. 預金及び定期積金の受入れ

### 2. 資金の貸付け及び手形の割引

### 3. 為替取引

### 4. 上記1～3の業務に付隨する次に掲げる業務その他の業務

(1) 債務の保証又は手形の引受け

(2) 有価証券 ((5) に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。) の売買  
(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。) 又は有価証券関連デリバティブ取引 (投資の目的を  
もってするものに限る。)

(3) 有価証券の貸付け

(4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券 (以下「国債証券等」という。) の引受け (売出しの目的をもって  
するものを除く。) 並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り

(5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付隨する業務 (除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付隨業務)

(6) 短期社債等の取得又は譲渡

(7) 次に掲げる者の業務の代理

（株）日本政策金融公庫・独立行政法人中小企業基盤整備機構・独立行政法人農林漁業信用基金

独立行政法人福祉医療機構・日本酒造組合中央会・一般財団法人建設業振興基金

一般社団法人しんきん保証基金・一般社団法人全国石油協会・独立行政法人住宅金融支援機構

年金積立金管理運用独立行政法人・独立行政法人勤労者退職金共済機構・日本銀行

(8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介 (内閣総理大臣の定めるものに限る。)

金庫 (信用金庫及び信用金庫連合会)

(9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

(10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

(11) 振替業

(12) 両替

### 5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことができる業務 (上記4により行う業務を除く。)

### 6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務

(ア) 保険業法 (平成7年法律第105号) 第275条第1項により行う保険募集

(イ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号) の定めるところにより、高齢者居住センター  
からの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等 (債務保証の決定及び求償権  
の管理回収業務を除く。)

(ウ) 電子記録債権法 (平成19年法律第102号) 第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託  
を受けて行う電子債権記録業に係る業務

## 店舗一覧



店舗名 (店舗コード)	所在地	ATM稼動時間		ATM機能		
		平日、土日祝日		音声案内	ICカード	通帳繰越
本店 (001)	奥州市水沢字日高西71番地1 TEL. 0197-23-5191	8:00~21:00		○	○	○
前沢支店 (002)	奥州市前沢駅東二丁目9番地3 TEL. 0197-56-5511	8:00~21:00		○	○	○
江刺支店 (003)	奥州市江刺川原町82番地 TEL. 0197-35-2163	8:00~21:00		○	○	○
金ヶ崎支店 (004)	胆沢郡金ヶ崎町西根西地蔵野35番地1 TEL. 0197-44-5400	8:00~21:00		○	○	○
原中支店 (005)	奥州市水沢太日通り三丁目6番22号 TEL. 0197-24-6121	8:00~21:00		○	○	○
羽田支店 (006)	奥州市水沢羽田町宝生35番地16 TEL. 0197-25-5015	8:00~21:00		○	○	○
南支店 (007)	奥州市水沢西上野町10番4号 TEL. 0197-24-5126	8:00~21:00		○	○	○
駅前支店 (008)	奥州市水沢中町133番 TEL. 0197-25-2662	8:00~21:00		○	○	○
胆沢支店 (011)	奥州市胆沢若柳字甘草13番地 TEL. 0197-46-4081	8:00~21:00		○	○	○
東支店 (012)	奥州市水沢佐倉河字前田24番地 TEL. 0197-22-5300	8:00~21:00		○	○	○
あねたい支店 (013)	奥州市水沢上姉体二丁目1番30 TEL. 0197-47-5070	8:00~21:00		○	○	○

## 店舗外キャッシュサービスコーナー

設置場所	所在地	取扱い	平日	土日祝日
胆沢病院内	奥州市水沢字龍ヶ馬場61	預入・支払・振込	8:00~19:00	8:00~19:00(土曜日のみ)
水沢病院内	奥州市水沢大手町三丁目1	預入・支払・振込	8:00~19:00	8:00~19:00(土曜日のみ)
いわて生協コープ「アテルイ」内	奥州市水沢佐倉河字東沖ノ目123	支払・振込	8:00~21:00	8:00~21:00
奥州市役所正面入口前	奥州市水沢大手町一丁目1	支払・振込	8:00~19:00	8:00~19:00(土曜日のみ)
金ヶ崎町役場内	胆沢郡金ヶ崎町西根南町22-1	支払・振込	8:00~18:00	—
ジョイス水沢佐倉河店内	奥州市水沢佐倉河字東柳の町10-1	支払・振込	10:00~21:00	10:00~21:00(土曜日) 9:00~21:00(日祝日)
ジョイス龍ヶ馬場店内	奥州市胆沢小山字龍ヶ馬場48-1	支払・振込	10:00~21:00	10:00~21:00(土曜日) 9:00~21:00(日祝日)
江刺総合支所東口前	奥州市江刺大通り1-8	支払・振込	8:00~21:00	8:00~21:00
イオンスーパーセンター金ヶ崎店内	胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻荒巻165	支払・振込	8:00~21:00	8:00~21:00
XYZ(ジーズ)水沢店内	奥州市水沢佐倉河字蟹沢31	預入・支払・振込	9:00~21:00	9:00~21:00
XYZ(ジーズ)水沢日高店内	奥州市水沢字田小路92-2	預入・支払・振込	9:00~21:00	9:00~21:00

## 地域とのふれあい

信用金庫は、営業地域を限定しているからこそ実践できる親しみのサービスを提供しています。「Face to Face」を合言葉に、できるだけ大勢のお客様と接し、そして一人ひとりのお客様にきめ細かいサービスを提供できるよう努めています。

当金庫の役職員はこの地域に居住し、公私ともに皆様とお付き合いをさせていただいております。



### 清掃活動



【駅前支店周辺】

《6月15日の信用金庫の日》を契機に、平成19年6月より、毎月15日を「美化運動」の日とし、店舗周辺をはじめとする地域内の清掃活動に取組んでおります。

また、お花見シーズン前には、全役職員が参加し、水沢公園の清掃活動を行っております。



【水沢公園】

### 地域行事への参加

【水沢：ざつあかまつり】(全役職員参加)



【江刺：甚句まつり】(江刺支店職員参加)



各地域の「お祭り」に積極的に参加・お手伝いしております。

【前沢：春まつり】(前沢支店職員参加)



【金ヶ崎：むかでマラソン】(金ヶ崎支店職員参加)





## 地域振興事業等への協賛・後援



当金庫は、金融を通じての「経済的貢献」だけでなく、「社会的貢献」「文化的貢献」を行う社会的責任を有していると考え、地域振興事業等へ協賛・後援をしております。

- ・4月13日～4月30日 桜まつり開催期間中、当金庫では「桜のライトアップ」を行っております。



### 【岩手競馬水沢信用金庫杯・赤松杯】《当金庫は岩手競馬を応援しています。》

- ・4月13日「水沢信用金庫杯・赤松杯」を開催いたしました。

開催日には来場者プレゼントとして「先着500名様」に粗品を進呈いたしました。



### 【奥州水沢花火大会】

- ・当金庫では毎年、「奥州水沢花火大会」へ協賛しております。  
今年度も、真夏の夜空に「大スターマイン」を打ち上げ、観覧者の皆様に喜ばれております。



### 【くくり雛まつり】

- ・城下町水沢、春の風物詩「くくり雛まつり」へ協賛しております。



## ★ 教育、文化、スポーツ振興への協賛・協力



【桜街道：絵画コンクール表彰】



【小学生出前授業協力】



【「いわて奥州きらめきマラソン」への協賛  
および運営ボランティアの協力】  
(5月20日 職員約50名が給水所スタッフとして活動)



【「カヌージャパンカップ」への協賛】  
(7月28日～29日奥州いさわカヌー競技場にて開催)

## ★ しんきん「ふれあい旅行」



しんきんふれあい5旅行



しんきんレディースふれあい5旅行



岩手県信用金庫協会主催共同旅行

●平成30年11月5日～7日 しんきんレディースふれあい5旅行  
「北海道新幹線で行く異国情緒漂う函館の旅」を実施いたしました。  
(8名参加)

●平成31年1月12日～16日 岩手県信用金庫協会主催共同旅行  
「叙情の旅台湾美景5日間の旅」を実施いたしました。  
(22名参加)

●平成31年3月13日～16日 しんきんふれあい5旅行  
「高速船・トップビーで行く屋久島と維新のふるさと鹿児島の旅」を  
実施いたしました。  
(33名参加)

## その他

皆様に支えられ 水沢信用金庫は

創立  
70周年

を迎えることができました



水沢信用金庫は、令和元年7月12日に創立70周年を迎えました。これもひとえにお客様や地域の皆様のご支援、ご厚情の賜であり厚く御礼申し上げます。

これからも当金庫の基本理念である「地域社会の発展、豊かな暮らしづくりの実現」を目指し、役職員一丸となり、地域社会の繁栄に貢献してまいる所存でございます。

今後とも、より一層のお引き立てとご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

・献血活動への協力

社会貢献の一環として、献血に協力しています。

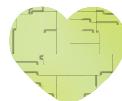


・<奥州市・金ケ崎町>

地域見守り支援ネットワーク  
「みまもりおーネット」に協力しています。

当金庫は「みまもりおーネット」活動に協力しています。

日常業務を通じ、高齢者等の「ちょっと気になる…」ということに気づいたときに、奥州市や金ケ崎町の関係機関へ連絡することで、高齢者等の事故、孤立防止、認知症の方の支援、消費者被害の防止、災害時における安否確認などの課題に、個人情報の保護に配慮しながら、地域の皆様とともに取り組んでいます。



### お客様組織

営業店ごとに地域のお客様との交流を深める組織をつくり、積極的に活動をしています。

団体名	担当支店	団体名	担当支店
前信会	前沢支店	羽田信羽会	羽田支店
江信会	江刺支店	なんしん会	南支店
信金友の会	金ヶ崎支店	胆信会	胆沢支店
原信会	原中支店	東信会	東支店
姉信会	あねたい支店		

# 「安心してお取引いただくために」

電話やダイレクトメール、電子メール等による不正な振込請求、金銭を騙し取る悪質な詐欺事件(振り込め詐欺)や通帳、キャッシュカード、印鑑等の偽造・盗難による預金の不正な払出しが多数発生しています。

当金庫では、お客様に安心してお取引いただくために以下のような取組みを行っております。お客様が被害に遭われないための取組みであることをご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

## 振り込め詐欺・特殊詐欺の防止について

子供さんやお孫さんを装い、「交通事故の示談金」「借金の返済」等と言って、指定した金融機関の口座に現金を振込ませる「オレオレ詐欺」。ヤミ金融業者等による法外・強引な返済請求や、身に覚えのない利用料金や和解金等を請求し、指定した金融機関の口座に現金を振込ませる「違法な取立、架空請求詐欺」。金融機関等を装って「お金を貸します」といった内容のニセのダイレクトメール・携帯メール等を送りつけて、保証金や保険金名目で現金を振込ませる「融資保証金詐欺」。これらの被害を未然に防止するため、次のような対策を講じております。

- ・ATMを利用した現金での10万円を超えるお振込はご利用いただけません。現金での10万円を超えるお振込をお申し付けいただく場合は、窓口にて本人確認書類のご提示をお願いしております。
- ・ATMコーナーでの携帯電話の使用は、ご遠慮いただいております。携帯電話で通話をしながらATMの操作をしているお客様へは、振り込め詐欺被害防止の観点からお声を掛けさせていただくことがございます。
- ・高額な金額での振込、多額な預金の払い出し等の取引の場合、お客様にその理由をご確認させていただいております。また、不審な理由・態様等の場合は、最寄りの警察署等へ「相談・通報」させていただきます。
- ・キャッシュカードによるATM振込の一部利用制限を実施しております。

## 「キャッシュカード振込機能の一部利用制限」について

ATMの振込機能を利用した「振り込め詐欺」が急増しております。

特に、キャッシュカードによるお振込みに不慣れな高齢者のお客様をATMに誘導して預金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しております。

当金庫を含め、岩手県信用金庫協会では、こうした被害を防止するための緊急対応として、岩手県内すべての信用金庫(6金庫)で、キャッシュカード振込機能の一部利用制限を実施しております。何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

## 当金庫の対応

次のお客様は、キャッシュカードによるお振込みができなくなります。

※ 振込限度額を「0円」とさせていただきます。

### (1) 対象となるお客様

当金庫に口座をお持ちのお客様で、年齢70歳以上、かつ、過去3年以上キャッシュカードでの振込利用されていないお客様

### (2) 対応開始時期

平成29年5月15日(月)より

### (3) 上記のお客様がキャッシュカードによるお振込みを希望される場合

当金庫の窓口へお申し出ください。本人確認等のうえ、お振込みを可能とさせていただきます。

## お客様へ、おたずねします。あなたのお金を守るアンケートです。

- |                             |    |   |     |
|-----------------------------|----|---|-----|
| ●振込(引出)を、突然、息子や孫から電話で頼まれた   | はい | ・ | いいえ |
| ●息子や孫から「電話番号が変わった」と連絡があった   | はい | ・ | いいえ |
| ●この振込(引出)は、誰にも相談しないで一人で決めた  | はい | ・ | いいえ |
| ●金融商品のパンフレットが届き、名義貸しなどを頼まれた | はい | ・ | いいえ |
| ●電話で「あなたも共犯だ」「逮捕される」などと言われた | はい | ・ | いいえ |
| ●現金を、レターパックや宅配便等で送るように指示された | はい | ・ | いいえ |

警察からの指導に基づいて実施しています。岩手県警察・水沢信用金庫

## キャッシュカードについて

盜難・偽造キャッシュカードによる不正払戻への対応のため、キャッシュカードによる1日あたりの払戻限度額を下記のとおりとさせていただいております。

現金払戻限度額	キャッシュカードによる振込限度額
100万円(1回あたり50万円迄)	200万円

上記限度額は、当金庫および提携金融機関ATMでの払戻の合計額です。

なお、限度額を超える現金の払戻、カードによる振込の際は、当金庫窓口にて、通帳と届出印鑑によりお手続きください。

※ 1日あたりの「現金払戻限度額」は、お客様のお申し出により、口座単位に当金庫所定の限度額の範囲内で任意に設定（増額・減額）いただけます。

また、1日あたりの現金払戻限度回数も同様に任意に設定いただけます。ご希望のお客様は、窓口までお問い合わせください。

## ～ 盗難にご注意ください！～

- ・キャッシュカードは、預金通帳やお届け印と同様に大切なものですので、厳重に管理してください。
- ・キャッシュカードを入れたお財布などを長時間お手元から放さないようご注意ください。車の中等に放置しないでください。
- ・万一、キャッシュカードが盗まれたり紛失した場合は、ただちに下記連絡先にご連絡ください。
- ・空き巣や車上盗難などの被害に遭われたときは、キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性がありますので、念のため下記連絡先にご連絡ください。

### 盗難にあった・紛失したときは…

時間帯(24時間対応)	連絡先
平日の8時30分～17時30分迄の場合	お取引店へご連絡ください
休日および早朝・夜間の場合	「SSS監視センター」 0120-793-714(フリーダイヤル) 022-261-4811

## ～ 暗証番号のお取扱いにご注意ください！～

- ・暗証番号は、他人に知られないよう、充分注意してください。
- とくに、暗証番号をメモしないでください。また、暗証番号を推測される手掛かりとなるものは、キャッシュカードと一緒に保管しないでください。
- ・生年月日、ご自宅・職場の電話番号、車のナンバー、住所の地番、その他第三者が容易に推測することができる番号などを暗証番号とすることは避けてください。
- ・キャッシュカードの暗証番号を「貴重品ボックス」などの他のサービスを利用する際の暗証番号にして使うことは避けてください。
- ・暗証番号は定期的に変更することをお奨めいたします。(ATMで変更可能です。)
- ・暗証番号は、キャッシュカード毎、または各お取引金融機関毎に別々にすることをお奨めいたします。
- ・ATMなどを利用されるときは、暗証番号を後ろから盗み見られたりしないようご注意ください。
- ・信用金庫職員、警察官などが店舗外や電話などでキャッシュカードの暗証番号、口座番号をお尋ねしたり、キャッシュカードをお預かりすることはありません!不審な点がある場合には、直ちに当金庫にご照会ください。
- ・こまめに通帳記帳をするなど、預金残高をご確認ください。

# 各種ご案内

## 預金商品のご案内

種類	しくみ・特色	期間	お預入額
当座預金	ご商売のお支払で小切手、手形をご利用いただける預金です。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	いつでも必要なときに出し入れできます。給与・年金等のお受取、公共料金の自動支払、カードによる払出等お財布代わりにご利用できます。	出し入れ自由	1円以上
総合口座	一冊の通帳に「貯める」「受け取る」「支払う」「借りる」をセットした家計簿代わりの預金です。必要なときには自動融資をご利用いただけます。	—	—
決済用普通預金	預金保険法により全額保護される無利息の普通預金です。	出し入れ自由	1円以上
スーパー定期	最低預入金額100円からと、幅広いお客様にご利用いただける定期預金です。個人で3年以上のものは半年毎の複利計算で有利です。	1ヵ月以上 5年以内	100円以上
定期預金	1,000万円以上のお預け入れで、1ヵ月～5年以内の期間を自由に選べる定期預金です。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上
ふれあい定期預金	当金庫で年金をお受取りになっているお客様と、新たに年金受取りを開始されるお客様を対象に金利を優遇した「スーパー定期」です。	1年	100円以上 150万円以下
スーパー積金	暮らしの目標に向かって毎月一定額を積み立てる無理のない資金作りの預金です。予定の時期に満期日と目標額を合わせてお始め下さい。	6ヵ月以上 5年以内	100円以上
ふれあい5積金	スーパー積金5口を1セットとした積金で、毎年1口が満期となります。ご契約いただいたお客様を対象に旅の情報をご提供いたします。	5年	10,000円以上
消費税納付応援積金	消費税を納付するお客様に役に立つ、金利優遇の自動積立預金です。	6ヵ月以上 3年以内	10,000円以上
財形預金	毎月の給与、ボーナスから天引きで無理なく財産づくりができます。住宅取得のための住宅財形および老後のための財形年金は、合計550万円まで非課税です。	一般3年以上 住宅・年金5年以上	1,000円以上

## 融資商品のご案内

個人向け	特色	ご融資金額	ご利用期間
個人ローン	結婚、旅行、家電購入等、お使いみち自由でご利用いただけます。 ((一社)しんきん保証基金保証)	500万円以内	10年以内
シニアライフローン	当金庫に年金受取口座をお持ちの方、または年金受取口座指定のお手続きをされた方は、リフォーム、旅行等お使いみち自由でご利用いただけます。 ((一社)しんきん保証基金保証)	100万円以内	10年以内
マイカーローン	マイカー購入・免許の取得・車検費用等にご利用いただけます。	マイカーローン ((一社)しんきん保証基金保証)  マイカーローン モア (株)オリエントコーポレーション保証	1,000万円以内 500万円以内 10年以内 8年以内 (+返済据置最長6ヵ月)
教育ローン	大学等のご入学資金や授業料のお支払いにご利用いただけます。	しんきん教育ローン ((一社)しんきん保証基金保証)  教育カードローン ((一社)しんきん保証基金保証)  学資応援団 (株)オリエントコーポレーション保証	1,000万円以内 500万円以内 500万円以内 16年以内 5年以内 (1年ごとの更新) 3年 (原則自動更新)
カードローン	急な出費にお役立てください。	しんきんカードローン ((一社)しんきん保証基金保証)  しんきんきゃっする (信金ギャランティ(株)保証)	50万円以内 900万円以内 1年～3年 (原則自動更新) 3年 (原則自動更新)
住宅ローン	マイホームの新築、購入、増改築等に、ご利用いただけます。お借入時、当初3年間、5年間または10年間固定金利でご利用いただけます。	((一社)しんきん保証基金保証)  (全国保証(株)保証)	8,000万円以内 10,000万円以内 35年以内
フリーローン	結婚、旅行、家電購入等、お使いみち自由で、事業資金にもご利用いただけます。	((一社)しんきん保証基金保証)  ベストサポート500 (株)クレディセゾン保証	500万円以内 500万円以内 10年以内 10年以内
事業者向け	特色	ご融資金額	ご利用期間
一般のご融資	手形割引・・・一般商業手形の割引をいたします。 手形貸付・・・仕入れ資金などの短期運転資金をご融資いたします。 証書貸付・・・設備資金など長期の資金需要にお応えいたします。 当座貸越・・・約定金額まで当座決済資金をご融資いたします。	—	—
事業者カードローン	事業資金をカードでご利用いただける便利なローンです。(岩手県信用保証協会保証)	2,000万円以内	1年、2年(更新可)
制度融資	岩手県、奥州市などの制度融資を積極的に取扱いしております。	—	—
ニュービジネスローン	創業・新規事業開始時等の資金需要にお応えいたします。	500万円以内	運転5年以内 設備7年以内
メンバーズローン	商工会議所、商工会の会員の方がご利用いただける無担保ローンです。 岩手県法人会の会員の方がご利用いただける無担保ローンです。	1,000万円以内 1,000万円以内	5年以内 運転5年以内 設備7年以内
岩手競馬サポートローン	岩手競馬関係に従事している方の運転資金需要にお応えいたします。	500万円以内	5年以内
代理貸付	信金中央金庫・日本政策金融公庫などのご融資は、当金庫窓口にご相談ください。	—	—

※ローン商品につきましては、各商品により利率、お借入限度額等が異なりますので、ご利用の際は営業店の窓口までお問い合わせください。

## サービス業務のご案内

内 容	
し ん き ん キ ャ ッ シ ュ カ ー ド サ ー ビ ス	当金庫のキャッシュカードは、全国の信用金庫のATMコーナーで、ご入金・お引き出し・お振込みができます。ゆうちょ銀行ではご入金・お引き出しが、全国の銀行およびコンビニ等ではお引き出しができます。 ※暗証番号は、当金庫のATMで、いつでも何回でも変更ができます。 ※一日あたりの現金払出し可能額を100万円までとさせていただきます。
A T M 振 込	ATMを利用し、キャッシュカードや現金で、全国の金融機関へのお振込みができます。 ※振込手数料が窓口扱いよりお得です。
給 与 の 自 動 受 取 り	給与・ボーナスの支給日に、ご指定の預金口座に振込まれます。 当金庫へ給与振込を指定された場合、当金庫ATMをご利用の際の時間外利用手数料が、平日・休日にかかわらず終日無料となります。
年 金 の 自 動 受 取 り	各種年金がお受取日にご指定の預金口座に振込まれます。 当金庫へ年金振込を指定された場合、当金庫ATMをご利用の際の時間外利用手数料が、平日・休日にかかわらず終日無料となります。
振 込 ・ 代 金 取 立	当金庫本支店および全国の金融機関へ迅速にお振込み、手形・小切手等のお取立ができます。
自 動 支 払 い	各種公共料金、税金、保険料、学費、各種クレジットなどを、ご指定の預金口座から自動支払いいたします。
窓 口 収 納	各種税金、国民年金、社会保険料などの公金、各種公共料金、各種クレジットなどの払込みができます。
自 動 振 込 サ ー ビ ス	毎月一定額（ボーナス月等は増額も可能）を、ご指定の日にご指定の預金口座にお振込みいたします。1度のお手続でご利用いただけ、仕送りなどにも安心・便利です。
個人インターネットバンキング モバイルバンキング	インターネット接続のパソコン・スマートフォンや携帯電話から、残高・入出金明細照会、振込・振替、および税金・各種料金の払込み（ペイジーマーク）ができます。
法人インターネットバンキング	インターネット接続のパソコンから、各種照会、振込、総合振込、給与振込、口座振替の利用が可能な、法人・個人事業主様向けのサービスです。
ペイジー口座振替受付サービス ネット口座振替受付サービス	キャッシュカード発行済の普通預金口座、総合口座をお持ちの個人のお客様の「口座振替の申込」が、企業、百貨店、保険代理店等に設置されている端末、または、パソコンや携帯電話・スマートフォンから行えます。
F B · H B · A N S E R	お客様のパソコンやFAXなどと当金庫を電話回線で接続し、残高・入出金明細照会や振込・振替ができます。
クレジットカード提携	しんきんVISAカードの取扱いを行っております。 日本全国はもとより、世界の有名店でのショッピングにご利用いただけます。
デビットカードサービス	全国のJ-Debit加盟店やローソンでお買い物やご飲食の際に、当金庫のキャッシュカードでご利用代金を預金口座から即時決済できます。
ス ポ ーツ 振 興く じ (toto) 当 選 金 払 戻 業 務	スポーツ振興くじ(toto)の当選金の払い戻しを行っております。 (取扱店:本店、江刺支店)
しんきん電子記録債権サービス	手形の代替や売掛債権の流動化を図り、事業者の資金調達の円滑化等が期待されて創設された決済サービスです。
貸 金 庫	重要な書類などを安全に保管し、盗難、災害などの不慮の事故からお守りします。 (設置店:本店)
夜 間 金 庫	営業終了後や休日に売上金等を安心してお預けいただけます。
国 債 窓 口 販 売	個人向け国債の取扱いを行っております。
生 命 保 険 窓 口 販 売	医療保険およびがん保険の取扱いを行っております。
損 害 保 険 窓 口 販 売	住宅ローンご利用のお客様に対して、火災保険「しんきんグッドすまいる」の取扱いを行っております。また、もしもの時に安心、ケガに備える「標準傷害保険」の取扱いを行っております。

※各業務、各保険の詳しい内容等につきましては、営業店の窓口までお問い合わせください。

# 各種手数料一覧

## 為替手数料

振込手数料（1件につき）

種類	振込金額	当金庫あて		他金融機関
		同一店内	他支店	
ATM振込	キャッシュカード使用の場合（※）	3万円未満	無料	108円
		3万円以上	無料	324円
	現金の場合	3万円未満	216円	540円
		3万円以上	432円	756円
個人インターネットバンキング	3万円未満	無料	108円	324円
	3万円以上	無料	324円	540円
窓口振込（総合振込を含む）	3万円未満	324円	324円	648円
	3万円以上	540円	540円	864円
自動振込サービス	3万円未満	無料	324円	648円
	3万円以上	無料	540円	864円
法人インターネットバンキング FBD・HBD振込サービス FD交換方式	3万円未満	無料	108円	432円
	3万円以上	無料	324円	648円

※ATM振込は、他金融機関のカードおよび取扱時間帯によりATM利用手数料が必要となります。

その他の手数料（1件または1通につき）

種類	当店分	当金庫他支店あて	他金融機関
取立手数料	同一交換所内（当所）手形	無料	216円
	同一交換所内（当所）小切手	無料	216円
	同一交換所以外（他所）普通扱い手形・小切手	—	648円
	至急扱い手形・小切手	—	864円
振込・代金取立組戻料	無料		
不渡手形返却手数料	無料	648円	
取立て手形店頭呈示料			
他金融機関・当庫他支店「振込」訂正料		540円	
他金融機関「予約振込」取消料		324円	

## ATM利用手数料

ご利用日時	キャッシングカードの種類		
	全国のしんきんキャッシングカード	ゆうちょ銀行カード	他金融機関のカード
平日	8:00～8:45	108円	216円
	8:45～18:00	無料	108円
	18:00～21:00	108円	216円
土曜・日曜・祝日	8:00～21:00	108円	216円

※当金庫キャッシングカードでの入金取引は無料です。

※給与受取り・年金受取り口座のキャッシングカードで当金庫ATMをご利用の場合、時間外利用手数料が平日・休日にかかわらず終日無料となります。

※お取扱時間は、当金庫の最大稼働時間で表示しております。当金庫以外のカードでのご利用可能時間につきましては、口座をお持ちの金融機関またはクレジット会社にお問い合わせください。

## 両替手数料・金種指定払戻手数料

合計枚数	手数料
100枚以下	無料
101枚～500枚	216円
501枚～1,000枚	324円
1,001枚～2,000枚	540円
2,001枚以上	540円+ 1千枚毎に324円を加算

※両替枚数は「お客様のご持参枚数合計」または「お客様への交付枚数合計」のいずれか多いほうの枚数とさせていただきます。

※金種指定払戻手数料の1万円札は除きます。

## 貸金庫手数料（使用料）

種類	高さ×幅×奥	手数料（6ヵ月間）
第1種	56×248×540	4,536円
第2種	75×248×540	5,184円
第3種	150×248×540	7,776円
第4種	300×248×540	12,960円

## 夜間金庫手数料（使用料）

手数料
1ヵ月間 3,240円

## 融資手数料

### 繰上げ償還・完済等手数料（証書貸付）

種類	手数料
[固定金利選択型住宅ローン] (特約期間内)	
一部繰上げ償還(H21.6.8以降の取扱が対象)	21,600円
全部繰上げ償還(H21.6.8以降の取扱が対象)	32,400円
[上記以外]	
一部繰上げ償還	5,400円
全部繰上げ償還	
[条件変更手数料]	5,400円

### 取扱手数料

種類	手数料
住宅ローン	32,400円
全国保証(株)付住宅ローン(不動産担保手数料含む)	54,000円

### 各種証明書発行手数料

種類	手数料
融資証明書	5,400円
融資残高証明書(1通)	216円

### 不動産担保取扱手数料

種類	手数料
[新規の場合]	
住宅ローンの担保権	
10百万円未満	10,800円
10百万円以上	21,600円
住宅ローン以外の担保権	
10百万円未満	5,400円
10百万円以上1億円未満	10,800円
1億円以上2億円未満	21,600円
2億円以上	32,400円

### [変更の場合]

住宅ローン	5,400円
住宅ローン以外	10,800円

### その他手数料

種類	手数料
債務保証料	1%または2,160円のいずれか高い金額(ただし、保証額の4%以内)
手形・証書貸付用紙代	10円

## その他主な手数料

種類	手数料
預金残高証明書発行手数料(1通)	216円
通帳・証書再発行(1冊・1枚) *注	1,080円
キャッシュカード再発行(1枚) *注	1,080円
個人情報開示手数料(郵送別途)	648円
当座小切手用紙代(1冊)	648円
約束手形用紙代(1冊)	432円
マル専口座開設手数料	3,240円
マル専手形用紙代(1枚)	540円
個人インターネットバンキング基本料(月額)	無料
法人インターネットバンキング基本料(月額)	1,080円
	オンライン(照会、振込・振替)のみ利用
	総合振込・給与振込・口座振替のデータ伝送も全て利用
	2,160円

\*注 名義変更に伴う再発行については無料となります。

※この一覧に記載した手数料金額には消費税が含まれています。



# 金庫の事業の運営に関する事項

## 法令等遵守（コンプライアンス）の取組み

当金庫は会員制度に基づく協同組織金融機関として、高い公共性と地域社会の発展に貢献するという重大な社会的使命を十分に認識し、金融取引における法令、ルール、社会的規範を遵守し、健全、堅実な業務運営に努めております。

組織体制として、役員・本部各部及び営業店全店のコンプライアンス担当者によるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス態勢の整備や遵守状況の把握に努めております。

また、基本理念として「水沢信用金庫行動綱領」を、具体的な手引書として「コンプライアンスマニュアル」を策定、全役職員に配布し、一人ひとりが法令や社会的規範などのルールを厳正に遵守し、そして責任ある健全な業務遂行に努めるよう周知徹底を図っております。

当金庫は、今後も、実施計画書である「コンプライアンス・プログラム」の内容を継続的に見直すとともに、関連部門間の連携及び役職員に対する教育を強化し、全役職員一丸となってコンプライアンスの強化に取り組んでまいります。

## ■ ■ 水沢信用金庫行動綱領 ■ ■

### 〈信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任〉

1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

### 〈質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献〉

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

### 〈法令やルールの厳格な遵守〉

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

### 〈地域社会とのコミュニケーション〉

4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

### 〈人権の尊重〉

5. すべての人々の人権を尊重する。

### 〈従業員の働き方、職場環境の充実〉

6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

### 〈環境問題への取組み〉

7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

### 〈社会参画と発展への貢献〉

8. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

### 〈反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応〉

9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

以上

## 個人情報保護について

当金庫は、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

当金庫では、お客様の個人情報に関する事項について、店頭のポスターやホームページへの掲載等により、その利用目的等を個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）として公表しております。

## 顧客保護等管理方針について

当金庫は、お客様の自由な意思を尊重し、その資産・情報および正当な利益を保護するため、以下に定める事項を誓約します。

1. お客様との取引に際しましては、法令等に従って金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. お客様からのご意見または苦情等につきましては、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるよう努めます。
3. お客様に関する情報につきましては、法令等に従って適切に取得し、法令等で定める場合を除き、利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等を防止するため適切な措置を講じることなどにより、安全に管理します。
4. お客様との取引に関連して、わたしたちの業務を外部に委託する場合は、お客様の情報やその他の利益を保護するために、委託先を適切に管理します。

## 利益相反管理方針について

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
    - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
    - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - ①対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
  - ②対象取引またはお客様との取引を中止する方法
  - ③対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、  
お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。  
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

## 反社会的勢力に対する基本方針について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宣供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

# 金融商品・保険商品のご提案にあたって

## 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

## 保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫が取扱う一部の保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金額等に制限が課せられています。

- (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

- ①当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
- ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

- (2) 「上記（1）に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ・生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
- ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
  - ①診断等給付金（一時金形式）：1保険事故につき100万円
  - ②診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
  - ③疾病入院給付金：日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
  - ④疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】  
※合計40万円

- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがございます。

- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。

水沢信用金庫総務部 電話番号：0197-23-2498

受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時

# リスク管理体制

## 内部管理基本方針

当金庫は信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条の規定に基づき、業務の健全性と適切性を確保するため「内部管理基本方針」を定めております。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

## 統合的リスク管理

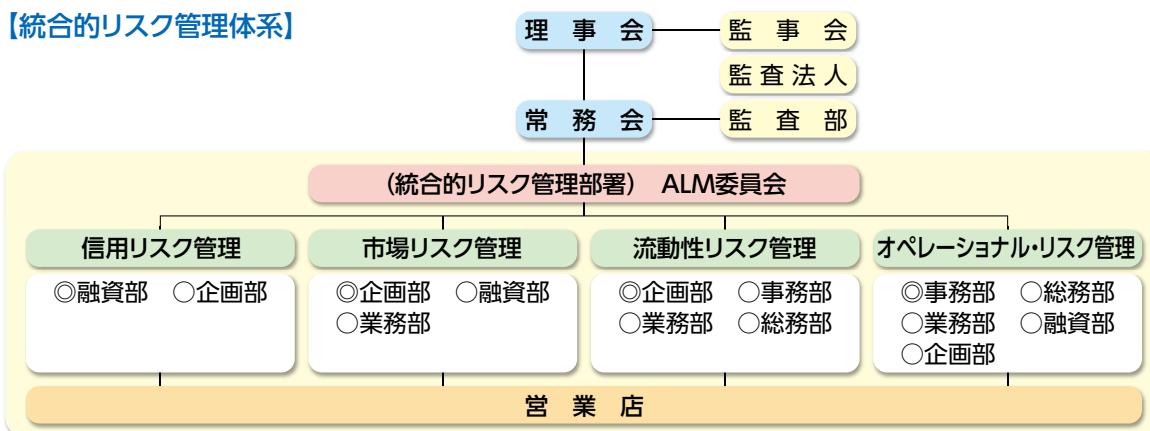
金融機関業務の多様化に伴い、当金庫の直面するリスクも一段と複雑化してきております。こうした環境下、お客様に安心してお取引いただくためには各種リスクの所在の認識と適切な管理により、経営の健全性と安定性を確保することが大変重要となります。

当金庫は、リスク管理態勢の確立を経営の最重要課題の一つと位置付け、リスク管理に関する基本事項を「統合的リスク管理方針」として策定しております。また、「統合的リスク管理規程」において当金庫が晒されている各種リスクの計測、管理手法を規定しております。

統合的リスク管理とは、当金庫を全体的な観点からリスクの総和をとらえ、できるだけ計量化するものです。統合的な管理手法である「リスク資本」については、①信用リスク、②流動性リスク、③市場リスク、④オペレーションル・リスク等の各リスク・カテゴリーに関してのリスク量の計測を行い、当金庫全体のリスク量をモニターすることにより、経営体力と各種リスク量の状況を統合的に管理しています。

統合的リスク管理部署は経営陣を含む本部各部部長で構成されるALM委員会が主管し、それぞれのリスク・カテゴリー毎に適切なリスク限度枠の設定等の審議を行ない、常務会に付議・報告する態勢しております。

### 【統合的リスク管理体系】



※印は各リスク部門の主管部署

## 信用リスク

信用リスクとは、貸出等を行っている取引先の財務状況の悪化などにより、貸出金が契約どおり返済されず、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持・向上させるため、融資案件を、まず営業店で調査・検討し、次にそれぞれの権限内貸出基準に基づき厳格な審査を経て決裁しています。

また、「信用リスク委員会」及び企業支援課による経営改善支援等の取り組みにより、管理態勢の強化に努めています。自己査定についても、当金庫の自己査定基準に基づいた厳格な査定を行い、その結果に基づいて適正な償却・引当を実施しています。

## 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場リスク・ファクターの変動により、当金庫の保有する資産・負債等の価格が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、「ALM委員会」を設置し、資産・負債を統合的に管理することによりリスクを回避し、安定収益の確保と自己資本の充実に努めています。

## 流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により資金が不足し、通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされたり、不利な価格での取引を余儀なくされることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、支払準備資金を信金中央金庫へ預入れ、資金の流動性を安定的に確保するとともに、資金の運用・調達及び日々の資金繰りについて経営陣に報告する体制をとり、流動性リスクに対する十分な管理態勢を確保しています。

## オペレーションル・リスク

オペレーションル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、オペレーションル・リスクについて、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、各種委員会において協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

# 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）について

## 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

水沢信用金庫 総務部（業務全般）	電話番号:0197-23-2498	FAX番号:0197-25-7073
企画部（国債証券等関連）	電話番号:0197-23-5192	FAX番号:0197-25-7073
住 所	岩手県奥州市水沢字日高西71番地1	※お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。
受付時間	9:00～17:00（信用金庫営業日）	
受付媒体	電話、手紙、面談、ファックス等	

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部にご相談ください。

全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受 付 日	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）
時 間	9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2) の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ (<http://www.mizusawashinkin.co.jp>) をご覧ください。

### (1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客様は、岩手弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

## (2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

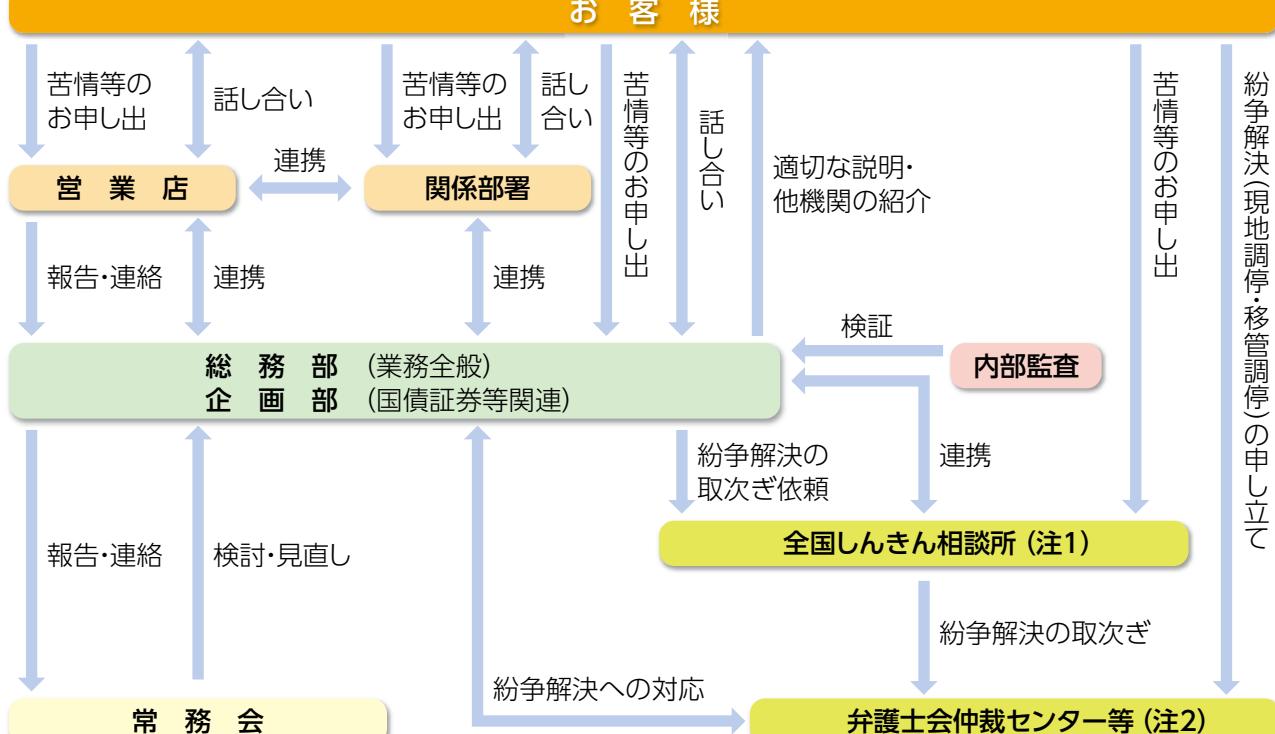
例えば、仙台弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

## 7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務部がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を総務部から行います。
- (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

### (10) 苦情等への取組体制



#### (注1)

- ・全国しんきん相談所 → 東京弁護士会

#### (注2) 弁護士会仲裁センター等

- ・東京弁護士会 紛争解決センター
- ・第一東京弁護士会 仲裁センター
- ・第二東京弁護士会 仲裁センター

- ↓
- ・岩手弁護士会 仲裁センター等（現地調停）
- ・仙台弁護士会 仲裁センター等（移管調停）

## 総代会等に関する事項

## 1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫の会員数はたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

## 2. 総代とその選任方法

### (1) 総代の任期・定数・定年

- 総代の任期は3年です。
  - 総代の定数は65人以内で、会員数に応じ選任区域ごとに定められております。
  - 総代の定年は75歳です。平成31年3月31日現在の会員数は12,045人です。

## (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
  - ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
  - ③その総代候補者を会員が信任する。  
(異議があれば申し立てる)

※ 「總代候補者選考委員」選考基準

- ①当金庫の会員であること
  - ②地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している者
  - ③地域の事情に明るく、人格・識見とも優れている者

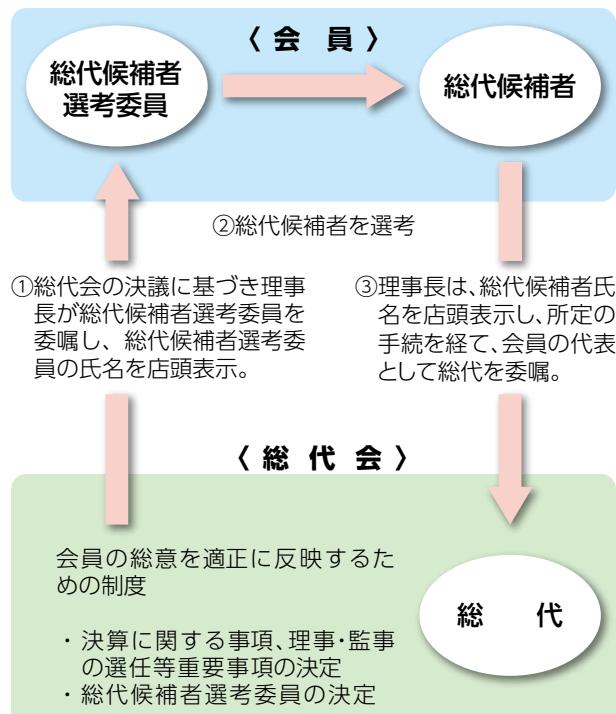
#### ※「総代候補者」選考基準

- ①当金庫の会員であること  
②当金庫の理念をよく理解し、金庫との取引が良好であること。

次の事項に該当する者は、総代として選任しないこととする。

また、在任期間中に該当した場合は再任しないこととする。

  - 子弟が金庫職員である者
  - 総代として相応しくない状態にある者



### 3. 第70期通常総代会決議事項

<b>報告事項</b>	第70期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
<b>決議事項</b>	
<b>第1号議案</b>	剰余金処分案承認の件
<b>第2号議案</b>	定款一部変更の件



第70期通常総代会

#### 4. 総代の氏名等 (50音順・敬称略)

※氏名の後の数字は総代への就任回数です。

選任区域	定 数	氏 名
■第1区	8人	桐山 道彦 ③ 後藤 逸夫 ⑥ 後藤 秀紀 ② 佐々木真一 ④ 佐々木 岳 ② 高橋 幸司 ⑥ 高橋十久男 ① 松好 克昌 ①
■第2区	8人	菊地 栄志 ① 佐々木利幸 ⑥ 菅原 智美 ① 高橋 悅見 ⑦ 武田 成一 ⑨ 千田 正義 ⑤ 中目 祐幸 ② 渡辺 文好 ⑦
■第3区	4人	荒川 佳生 ⑦ 鳥海 恭司 ⑥ 柳沢 宗康 ③ 吉田 憲郎 ②
■第4区	10人	浅間 芳子 ⑦ 小野寺弘行 ③ 佐々木永喜 ⑩ 佐々木成子 ② 佐々木 孝 ⑥ 幅下 俊樹 ② 山下 明 ① 芳沢 正義 ⑪ 渡邊 晃三 ④

選任区域	定 数	氏 名
■第5区	13人	浅利 義夫 ① 及川 敬 ⑩ 及川 傳 ③ 小野寺信敏 ⑤ 菊地 三郎 ② 小林 光明 ① 高橋 賢 ② 立野 晃 ② 千葉 亨 ⑤ 藤澤 明規 ① 森岡 一晃 ④ 四谷 栄克 ③ 和川 洋行 ②
■第6区	7人	阿部 健二 ① 大久保和夫 ③ 工藤 武彦 ⑥ 佐々木政昭 ① 菅原 康弘 ① 高橋 久興 ⑦ 千田伏二夫 ⑧
■第7区	9人	伊藤 昌子 ② 小澤 信男 ⑦ 海鋒 守 ⑩ 菊地 寛 ⑧ 佐藤 悅夫 ③ 佐藤 和也 ④ 宍戸 幸吉 ⑤ 千田 稔 ⑤ 和賀 総 ③
■第8区	6人	小澤 賢 ② 小野寺逸夫 ③ 加藤 新一 ① 菊地 成寿 ③ 佐藤 千幸 ② 高橋 宏哉 ②

令和元年6月17日現在

#### 総代の属性別構成比

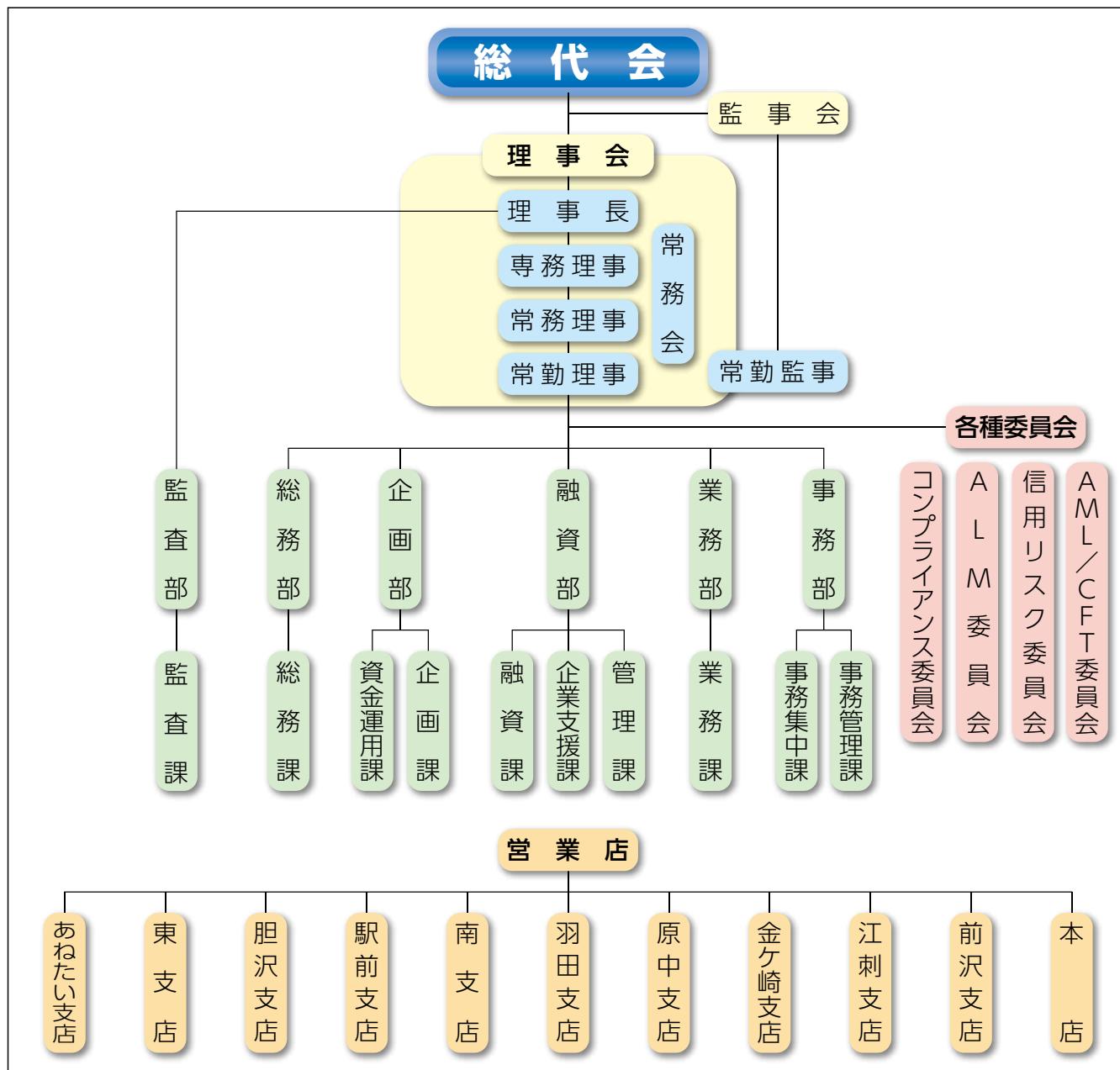
職業別	法人代表者 75.0%	個人事業主 18.8%	個人 6.2%
年代別	70代 25.0%	60代 46.8%	50代 18.7%
業種別	製造業 6.2% 建設業 26.5% 電気・ガス・熱供給・水道業 1.5% 情報通信業 1.5% 運輸業、郵便業 4.6% 卸売業、小売業 23.4% 不動産業 1.5% 物品貿易業 1.5% 学術研究、専門・技術サービス業 1.5% 宿泊業 3.1% 飲食業 1.5% 生活関連サービス業、娯楽業 4.6% 教育、学習支援業 1.5% 医療、福祉 6.2% その他のサービス 9.3%		

注) 1 業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限ります。

注) 2 割合につきましては、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

# 金庫の組織に関する事項

組織図（令和元年6月30日現在）



役員一覧（令和元年6月30日現在）

理事長	及川 和男
専務理事	佐藤 彰彦
常務理事	伊藤 寿
常勤理事	鈴木 重徳
常勤理事	佐々木 健一
常勤理事	佐藤 清亮

非常勤理事	千葉 龍二郎 (*1)
非常勤理事	渡邊 康喜 (*1)
非常勤理事	鎌田 卓也 (*1)
常勤監事	菊地 功
非常勤監事	及川 和人 (*2)
非常勤監事	及川 欣幸

\*1 千葉 龍二郎、渡邊 康喜、鎌田 卓也は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

\*2 監事 及川 和人は、信用金庫法第32条項第5項に定める員外監事です。

## 会計監査人

北光監査法人

# 当金庫の歩み

## 昭 和

24. 1 市街地信用組合法に基づき  
水沢信用組合創立
24. 7 水沢町大町83番地で業務を開始  
及川兵治 初代組合長に就任
25. 4 中小企業等協同組合法に基づく  
水沢信用組合に組織変更
26. 6 信用金庫法施行 (法律238号)
27. 4 水沢信用金庫 事業免許により組織変更
27. 5 小野甫善 初代理事長に就任
28. 11 位置変更 胆沢郡水沢町塩竈字大町26番地  
(改築移転)
29. 8 水沢市中小企業融資斡旋条例に基づく融資  
契約締結 (同年4月水沢市発足)
29. 11 地区拡張  
水沢市全域に胆沢郡金ヶ崎町を加える
30. 5 及川兵治 二代目理事長に就任
33. 12 内国為替業務開始
34. 3 全国信用金庫連合会代理業務開始
35. 2 地区拡張  
胆沢郡一円とし内金ヶ崎町六原を除く
35. 4 前沢出張所開設 (45.4支店昇格)
35. 9 加賀順藏 三代目理事長就任
37. 2 中小企業金融公庫代理業務開始
37. 9 佐々木泰治 四代目理事長就任
38. 7 地区拡張 江刺一円に拡張する
38. 8 本店新築移転 (創業地に移転)
39. 4 江刺支店開設
41. 6 千葉政胤 五代目理事長就任
41. 6 小規模共済事業団代理業務取扱開始
44. 9 金ヶ崎支店開設
45. 6 地区拡張  
一関市、北上市、陸前高田市、和賀郡江釣子村、西磐井郡平泉町、東磐井郡大東町、東山町、気仙郡住田町に拡張する
47. 3 国民金融公庫と代理業務取扱開始
48. 7 原中支店開設
49. 12 地区拡張 和賀郡和賀町を拡張する
50. 10 預金量100億円達成
51. 6 共同事務センターオンライン加入
51. 12 羽田支店開設
52. 2 石川文夫 六代目理事長就任
54. 10 江刺、金ヶ崎両支店新装開店
57. 12 南支店開設
59. 4 駅前支店開設
60. 4 住宅金融公庫受託業務開始
60. 5 鈴木貞蔵 七代目理事長就任
61. 11 本店現在地に新築移転、大町支店開設
61. 12 日本銀行当座取引業務開始
62. 11 新田清二 八代目理事長就任
62. 12 日本銀行歳入代理店業務取扱開始

## 平 成

2. 12 預金量500億円達成
4. 11 胆沢支店開設
6. 12 東支店開設
7. 12 金ヶ崎支店新築移転
9. 2 ATMの祝祭日稼働サービス開始
9. 11 新田清二理事長「黄綬褒章」受章
9. 12 前沢支店新築移転
11. 10 郵貯カードと提携
11. 11 創立50周年記念祝賀会
12. 3 デビットカード取扱開始
12. 6 テレホンバンキングの運用開始
12. 12 しんきんATMゼロネットサービス取扱開始
13. 3 スポーツ振興くじ(toto)の当せん金  
払戻し業務開始
15. 9 個人向け国債の取扱開始
15. 10 駅前支店を新築移転(大町支店統合)
16. 1 ホームページ開設
16. 2 インターネットバンキングサービス開始
16. 11 決済用普通預金の取扱開始
17. 6 及川富美人 九代目理事長就任
17. 10 生保個人年金保険の募集開始
18. 4 融資部に企業支援課新設
18. 11 すいしん会20周年記念事業  
「星野仙一講演会」開催
19. 4 預金量1,000億円達成
19. 12 羽田支店新築移転
21. 4 企画部に資金運用課新設
21. 6 青信会20周年記念事業  
「中村ブンコンサート」開催
21. 12 創立60周年記念事業  
瞳ひろし「劇団夢の旅」特別公演開催
22. 11 及川富美人理事長「黄綬褒章」受章
23. 7 ICキャッシュカード取扱開始
25. 2 電子記録債権サービス「でんさいネット」  
取扱開始
28. 4 及川富美人理事長「旭日双光章」受章
28. 7 あねたい支店開設
28. 11 金ヶ崎町と地域経済活性化に向けた  
連携協定を締結
29. 4 奥州市と地域活性化に向けた  
包括連携協定を締結
29. 9 すいしん会設立30周年記念特別事業  
「株式会社加賀屋相談役小田禎彦講演会」開催
30. 6 及川和男 十代目理事長就任

## 令 和

- 元. 6 青信会30周年記念事業  
「杉浦正則野球教室ならびに講演会」開催

## || 平成30年度の事業の概況

### ■ 預 金

期末残高は、前期末に比べ1,548百万円増加し、123,625百万円となりました。

### ■ 貸出金

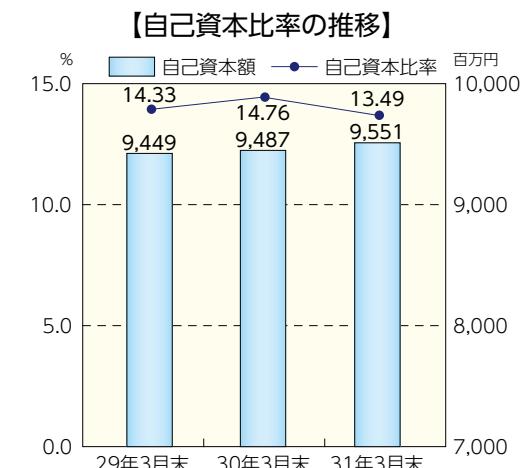
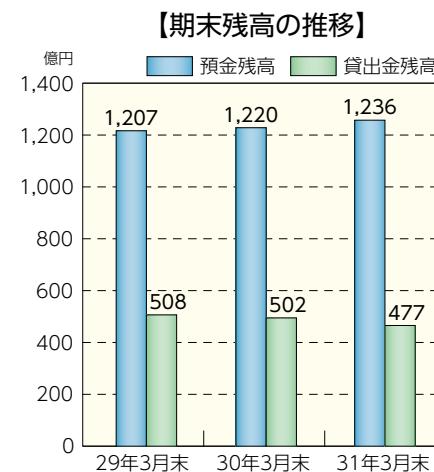
期末残高は、前期末に比べ2,491百万円減少し、47,738百万円となりました。

### ■ 損 益

経常収益は、資金運用収益が増加したことなどから前期比5.1%増加し2,134百万円となりました。

経常費用は、経費や貸倒引当金繰入等の信用コストが減少しましたが、国債等債券償還損の計上等により、前期比0.7%増加し1,887百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前期比58.5%増加し246百万円、当期純利益は同2.8%増加し127百万円となりました。



### ■ 自己資本比率

自己資本比率は、リスクが発生する可能性のある資産（リスク・アセット）に対する出資金や利益準備金、諸積立金など（自己資本）の比率で、金融機関の経営の健全性・安全性を示す指標です。

平成31年3月末の自己資本比率は”13.49%”となり、健全性の基準とされる4%を大きく上回る水準を維持することができました。

当金庫は、これからも自己資本の充実を図り、経営の健全性と体力の強化に努めてまいります。

## || 直近5年間の主要な経営指標の推移

項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経 常 収 益	百万円	2,371	2,679	2,278	2,029	2,134
経 常 利 益	//	710	612	399	155	246
当 期 純 利 益	//	448	406	313	124	127
出 資 総 額	//	465	475	483	494	500
出 資 総 口 数	千口	930	950	967	988	1,001
純 資 産 額	百万円	9,806	10,352	10,295	10,386	10,802
総 資 産 額	//	126,205	128,237	133,367	134,678	136,598
預 金 積 金 残 高	//	114,154	115,342	120,723	122,077	123,625
貸 出 金 残 高	//	54,598	53,903	50,871	50,229	47,738
有 価 証 券 残 高	//	44,880	46,507	46,103	47,930	44,742
自 己 資 本 比 率	%	14.04	14.12	14.33	14.76	13.49
出資に対する配当金	百万円	18	18	19	14	14
役 員 数	人	12	12	11	11	12
うち非常勤役員数	人	5	5	5	5	5
職 員 数	人	149	149	148	139	136
会 員 数	人	10,986	11,240	11,498	11,795	12,045

## ||貸借対照表

### 資産の部

(単位:百万円)

	第69期 平成30年3月末	第70期 平成31年3月末
現 金	1,783	2,273
預 け 金	31,976	39,861
買 入 金 錢 債 権	1,500	860
金 錢 の 信 託	614	610
有 價 証 券	47,930	44,742
国 債	6,673	3,146
地 方 債	5,437	5,316
社 債	19,509	19,476
株 式	273	204
そ の 他 の 証 券	16,036	16,599
貸 出 金	50,229	47,738
割 引 手 形	232	154
手 形 貸 付	4,275	3,815
証 書 貸 付	43,992	42,200
当 座 貸 越	1,729	1,567
そ の 他 資 産	814	786
未 決 済 為 替 貸	21	34
信 金 中 金 出 資 金	544	544
前 払 費 用	1	0
未 収 収 益	163	161
そ の 他 の 資 産	83	46
有 形 固 定 資 産	958	894
建 物	273	245
土 地	520	515
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	164	133
無 形 固 定 資 産	19	19
ソ フ ト ウ ェ ア	16	17
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2	2
前 払 年 金 費 用	163	165
債 務 保 証 見 返	226	72
貸 倒 引 当 金	△ 1,537	△ 1,424
うち個別貸倒引当金	△ 1,482	△ 1,400
資 産 の 部 合 計	134,678	136,598

### 負債及び純資産の部

(単位:百万円)

	第69期 平成30年3月末	第70期 平成31年3月末
預 金 積 金	122,077	123,625
当 座 預 金	637	596
普 通 預 金	37,551	39,815
貯 蓄 預 金	77	83
通 知 預 金	22	24
定 期 預 金	78,099	76,791
定 期 積 金	5,417	5,886
そ の 他 の 預 金	273	428
借 用 金	1,400	1,400
借 入 金	1,400	1,400
そ の 他 負 債	162	215
未 決 済 為 替 借	31	49
未 払 費 用	51	46
給 付 補 填 備 金	2	2
未 払 法 人 税 等	0	34
前 受 収 益	53	67
払 戻 未 濟 金	1	1
払 戻 未 濟 持 分	0	0
そ の 他 の 負 債	21	13
賞 与 引 当 金	41	38
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	119	56
偶 発 損 失 引 当 金	1	0
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2	1
繰 延 税 金 負 債	261	385
債 務 保 証	226	72
負 債 の 部 合 計	124,292	125,796
出 資 金	494	500
普 通 出 資 金	494	500
利 益 剰 余 金	9,062	9,175
利 益 準 備 金	483	494
そ の 他 利 益 剰 余 金	8,578	8,681
特 別 積 立 金	8,279	8,379
当 期 末 処 分 剰 余 金	298	301
処 分 未 濟 持 分	△0	-
会 員 勘 定 合 計	9,556	9,676
そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金	829	1,126
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	829	1,126
純 資 産 の 部 合 計	10,386	10,802
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	134,678	136,598

## 貸借対照表の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 注2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 注3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は上記2と同じ方法により行っております。
- 注4. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |        |
|-----|--------|
| 建物  | 7年～40年 |
| その他 | 3年～15年 |
- 注5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 注6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が資産査定結果を監査しており、その結果により上記の引当を行っております。
- 注7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 注8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- |                                 |              |
|---------------------------------|--------------|
| ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成30年3月31日現在） |              |
| 年金資産の額                          | 1,669,710百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額   | 1,806,457百万円 |
| 差引額                             | △136,747百万円  |
| ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成30年3月分）  | 0.1110%      |
| ③ 補足説明                          |              |
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円及び別途積立金61,107百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金20百万円を費用処理しております。  
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 注9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 注10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 注11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 注12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 注13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額43百万円
- 注14. 有形固定資産の減価償却累計額1,581百万円
- 注15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、コピー機については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 注16. 貸出金のうち、破綻先債権額は335百万円、延滞債権額は3,901百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 注17. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 注18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は296百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 注19. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,534百万円であります。なお、注16から注19に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 注20. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は154百万円であります。

注21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	103百万円
預け金	2,500百万円

担保資産に対応する債務

預金	85百万円
借用金	1,400百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金8,000百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は0百万円であります。

注22. 出資1口当たりの純資産額10,782円83銭

注23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（以下「ALM」）をしております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券は保有しておりません。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。金利スワップ取引は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣等による信用リスク委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクについては、企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、統合的リスク管理規程に従い行われております。

このうち、企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は企画部を通じ、ALM委員会及び理事会において定期的に報告しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、3,927百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

## 注24. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

項目		貸借対照表計上額	時価	差額
資産	預け金	39,861	39,902	40
	貸出金（※1）	47,738	—	—
	貸倒引当金（※2）	△ 1,400	—	—
		46,338	44,002	△ 2,335
	買入金銭債権	860	864	3
	金銭の信託	610	610	—
	運用目的	610	610	—
	有価証券	44,630	44,769	139
	売買目的有価証券	—	—	—
	満期保有目的の債券	2,916	3,056	139
負債	その他の有価証券	41,713	41,713	—
	金融資産計	132,299	130,147	△ 2,151
	借用金	1,400	1,400	—
	預金積金	123,625	123,607	△ 17
	金融負債計	125,025	125,007	△ 17

（※1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（※2）貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

#### 【金融資産】

##### （1）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

##### （2）貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

##### （3）買入金銭債権

買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。

##### （4）金銭の信託

金銭の信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、金銭の信託に関する注記事項については注28に記載しております。

##### （5）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については注25から注27に記載しております。

#### 【金融負債】

##### （1）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（90日以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### （2）借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（90日以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	112
合計	112

※非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	27,887	6,719	—	—
貸出金(※)	9,374	16,242	11,205	8,263
買入金銭債権	500	—	160	200
金銭の信託	600	—	—	—
有価証券	528	15,272	14,810	6,849
満期保有目的の債券	128	1,413	1,023	349
その他有価証券のうち 満期があるもの	400	13,858	13,786	6,500
合計	38,889	38,233	26,175	15,312

(※) 貸出金のうち破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	108,646	14,939	4	33
借用金	1,400	—	—	—
合計	110,046	14,939	4	33

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

注25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、注27まで同様であります。

## 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—
	地方債	2,216	2,350
	社債	200	201
	その他	200	208
	小計	2,616	2,760
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—
	地方債	—	—
	社債	—	—
	その他	300	295
	小計	300	295
合計	2,916	3,056	139

## その他有価証券

(単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	35	33
	債券	25,123	24,079
	国債	3,146	2,818
	地方債	3,099	2,998
	社債	18,877	18,262
	その他	10,336	9,529
	小計	35,495	33,643
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	56	62
	債券	399	400
	国債	—	—
	地方債	—	—
	社債	399	400
	その他	5,762	6,051
	小計	6,217	6,513
合計	41,713	40,156	1,556

注26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

注27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	203	9	35
債 券	4,821	102	—
国 債	3,507	68	—
地 方 債	—	—	—
社 債	1,313	31	—
そ の 他	42	2	—
合 計	5,067	111	35

注28. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運 用 目 的 の 金 銭 の 信 託	610	10

注29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,927百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,102百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

注30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

#### 繰延税金資産

貸倒引当金	304百万円
減価償却超過額	44
その他有価証券差額金	81
その他	73
繰延税金資産小計	503
評価性引当額	331
繰延税金資産合計	172

#### 繰延税金負債

その他有価証券差額金	512百万円
前払年金費用	45
繰延税金負債合計	558
繰延税金負債の純額	385百万円

## || 損益計算書

(単位:千円)

	第69期	第70期
	平成29年4月1日 ▼ 平成30年3月31日	平成30年4月1日 ▼ 平成31年3月31日
	経常収益	2,029,434
資金運用収益	1,745,201	1,799,194
貸出金利息	923,115	888,570
預け金利息	45,020	46,085
有価証券利息配当金	749,170	841,394
その他の受入利息	27,895	23,143
役務取引等収益	155,464	164,267
受入為替手数料	98,508	105,849
その他の役務収益	56,956	58,418
その他業務収益	35,080	107,340
国債等債券売却益	26,079	102,521
その他の業務収益	9,001	4,819
その他経常収益	93,688	63,391
償却債権取立益	707	943
株式等売却益	58,916	9,379
金銭の信託運用益	27,324	43,760
その他の経常収益	6,739	9,308
経常費用	1,873,762	1,887,347
資金調達費用	53,683	44,786
預金利息	52,520	43,795
給付補填備金繰入額	1,162	991
役務取引等費用	124,797	123,227
支払為替手数料	32,277	32,516
その他の役務費用	92,519	90,710
その他業務費用	634	127,278
国債等債券売却損	465	—
国債等債券償還損	—	127,230
その他の業務費用	169	48
経常費用	1,396,616	1,375,434
人件費	886,816	877,097
物件費	486,804	475,076
税金	22,996	23,260
その他経常費用	298,029	216,620
貸倒引当金繰入額	247,993	177,427
貸出金償却	1,690	—
株式等売却損	37,150	35,967
その他資産償却	1,109	1,107
その他の経常費用	10,085	2,117
経常利益	155,672	246,847

(単位:千円)

	第69期	第70期
	平成29年4月1日 ▼ 平成30年3月31日	平成30年4月1日 ▼ 平成31年3月31日
	特別利益	55
固定資産処分益	55	—
特別損失	1,687	5,875
固定資産処分損	457	133
減損損失	1,229	5,741
税引前当期純利益	154,040	240,972
法人税、住民税及び事業税	4,341	102,170
法人税等調整額	25,624	11,187
法人税等合計	29,965	113,358
当期純利益	124,074	127,613
繰越金(当期首残高)	174,710	173,647
当期末処分剰余金	298,784	301,261

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(注) 2. 出資1口当たりの当期純利益金額128円9銭

(注) 3. 減損損失

用途の変更及び地価の下落等により、以下の資産について帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額5,741千円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
遊休資産	岩手県奥州市内	遊休資産1か所	土地	1,581千円
事業用土地	同上	営業店敷地	土地	4,159千円

当該資産の回収可能額は、正味売却価格により測定しており、路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。

## || 剰余金処分計算書

(単位:千円)

	第69期	第70期
	平成29年4月1日 ▼ 平成30年3月31日	平成30年4月1日 ▼ 平成31年3月31日
	当期末処分剰余金	298,784
剰余金処分額	125,137	121,660
利益準備金	10,470	6,739
普通出資に対する配当金(年3%)	14,666	14,921
特別積立金	100,000	100,000
繰越金(当期末残高)	173,647	179,601

## || 会計監査

当金庫の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、北光監査法人の監査を受けております。

平成30年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和元年6月17日

水沢信用金庫 理事長

及川 和男

## || 役職員の報酬体系について

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

- a. 決定方法
- b. 算定基準
- c. 支払手段及び時期

#### (2) 平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	92

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は2名です。（期中退任者および期中に理事、監事に就任した者も含む）

(注) 2. 上記の内訳は、「基本報酬」67百万円、「賞与」14百万円、「退職慰労金」10百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(注) 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中退職者、および期中に非常勤役員を退任、就任した者も含めております。

(注) 2. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注) 3. 平成30年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

## || 主要な業務の状況を示す指標

### 業務粗利益

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度
資金運用収支	1,691,756	1,754,617
資金運用収益	1,745,201	1,799,194
資金調達費用	53,445	44,786
役務取引等収支	30,667	41,040
役務取引等収益	155,464	164,267
役務取引等費用	124,797	123,227
その他業務収支	34,445	△ 19,937
その他業務収益	35,080	107,340
その他業務費用	634	127,278
業務粗利益	1,756,869	1,775,721
業務粗利益率	1.31%	1.31%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（平成29年度238千円、平成30年度210千円）を控除して表示しております。

(注) 2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

### 資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(百万円)		利回り(%)	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
資金運用勘定	133,238	135,111	1,745	1,799	1.30	1.33
うち貸出金	51,170	49,866	923	888	1.80	1.78
うち預け金	33,332	39,259	45	46	0.13	0.11
うち有価証券	46,577	44,312	749	841	1.60	1.89
資金調達勘定	125,341	127,203	53	44	0.04	0.03
うち預金積金	124,508	126,403	53	44	0.04	0.03
うち借用金	1,400	1,400	—	—	—	—

(注) 資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高（平成29年度566百万円、平成30年度600百万円）及び利息（平成29年度238千円、平成30年度210千円）をそれぞれ控除して表示しております。

### 利 鞠

(単位: %)

	平成29年度	平成30年度
資金運用利回	1.30	1.33
資金調達原価率	1.13	1.09
総資金利鞘	0.17	0.24

### 受取・支払利息の増減

(単位:百万円)

	平成29年度			平成30年度		
	残高による 増減	利率による 増減	純増減	残高による 増減	利率による 増減	純増減
受取利息	△ 32	△ 97	△ 130	△ 53	112	58
うち貸出金	△ 43	△ 42	△ 86	△ 23	△ 11	△ 34
うち預け金	4	△ 2	2	4	△ 2	1
うち有価証券	6	△ 53	△ 46	△ 34	126	92
支払利息	1	△ 19	△ 18	0	△ 9	△ 8
うち預金積金	1	△ 19	△ 17	0	△ 9	△ 8
うち借用金	—	△ 0	△ 0	—	—	—

※残高及び利率の増減要因に重なる部分は、両者の増減割合に応じて按分しております。

### 利益率

(単位: %)

	平成29年度	平成30年度
総資産経常利益率	0.11	0.17
総資産当期純利益率	0.09	0.09

(注)

総資産経常(当期純)利益率=  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

## II 預金に関する指標

### 預金科目別平均残高

(単位:百万円、%)

	平成29年度		平成30年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	39,896	32.0	42,435	33.5
定期性預金	84,173	67.6	83,502	66.0
うち固定金利定期預金	(78,659)	63.1	(77,559)	61.3
うち変動金利定期預金	(120)	0.0	(104)	0.0
その他の預金	438	0.3	466	0.3
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	124,508	100.0	126,403	100.0

流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

### 定期預金の種類別残高

(単位:百万円、%)

	平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比
固定金利定期	77,992	99.8	76,704	99.8
変動金利定期	107	0.1	87	0.1
合計	78,099	100.0	76,791	100.0

## II 貸出金等に関する指標

### 貸出金科目別平均残高

(単位:百万円、%)

	平成29年度		平成30年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	141	0.2	196	0.3
手形貸付	4,261	8.3	4,151	8.3
証書貸付	44,577	87.1	43,372	86.9
当座貸越	2,189	4.2	2,146	4.3
合計	51,170	100.0	49,866	100.0

### 金利区分別貸出金残高

(単位:百万円、%)

	平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比
固定金利貸出金	36,707	73.0	35,296	73.9
変動金利貸出金	13,522	26.9	12,441	26.0
合計	50,229	100.0	47,738	100.0

## 貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	平成29年度		平成30年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	17,748	35.3	18,205	38.1
運 転 資 金	32,480	64.6	29,532	61.8
合 計	50,229	100.0	47,738	100.0

## 個人向けローン残高

(単位:百万円、%)

	平成29年度		平成30年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
住 宅 口 一 ン	6,656	68.2	6,997	69.2
その他の個人向けローン	3,095	31.7	3,107	30.7
合 計	9,752	100.0	10,105	100.0

## 貸出金業種別残高

(単位:百万円、%)

業種区分	平成29年度			平成30年度		
	件 数	残 高	構成比	件 数	残 高	構成比
製 造 業	101	2,384	4.7	101	2,346	4.9
農 業 、 林 業	3	33	0.0	4	24	0.0
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採石業、砂利採取業	1	56	0.1	—	—	—
建 設 業	188	5,153	10.2	185	4,805	10.0
電 气・ガス・熱供給・水道業	5	144	0.2	5	105	0.2
情 報 通 信 業	7	131	0.2	6	124	0.2
運 輸 業 、 郵 便 業	22	2,061	4.1	20	1,831	3.8
卸 売 業 、 小 売 業	145	3,161	6.2	149	3,135	6.5
金 融 業 、 保 険 業	12	2,490	4.9	9	1,684	3.5
不 動 産 業	73	3,804	7.5	71	3,466	7.2
物 品 賃 貸 業	6	3,482	6.9	6	3,636	7.6
学術研究、専門・技術サービス業	13	126	0.2	13	116	0.2
宿 泊 業	13	1,270	2.5	10	1,774	3.7
飲 食 業	61	507	1.0	65	513	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	57	1,900	3.7	57	1,762	3.6
教 育 、 学 習 支 援 業	3	234	0.4	3	218	0.4
医 療 、 福 祉	35	2,574	5.1	37	2,273	4.7
そ の 他 の サ ー ビ ス	62	1,039	2.0	64	1,012	2.1
小 計	807	30,556	60.8	805	28,833	60.3
国・地方公共団体等	4	8,570	17.0	4	7,752	16.2
個 人	4,209	11,102	22.1	4,091	11,152	23.3
合 計	5,020	50,229	100.0	4,900	47,738	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円、%)

	平成29年度		平成30年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 金 庫 預 金 積 金	2,035	4.0	1,722	3.6
有 働 証 券	29	0.0	29	0.0
不 動 産	9,105	18.1	9,155	19.1
そ の 他	606	1.2	848	1.7
計	11,777	23.4	11,756	24.6
信用保証協会・信用保険	10,290	20.4	10,231	21.4
保 証	3,959	7.8	3,657	7.6
信 用	24,203	48.1	22,092	46.2
合 計	50,229	100.0	47,738	100.0

## 債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円、%)

	平成29年度		平成30年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 金 庫 預 金 積 金	—	—	—	—
不 動 産	59	26.1	11	15.9
計	59	26.1	11	15.9
信用保証協会・信用保険	9	4.3	8	11.7
保 証	157	69.4	52	72.2
合 計	226	100.0	72	100.0

## 貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

	平成29年度			平成30年度		
	一般貸倒 引当金	個別貸倒 引当金	合 計	一般貸倒 引当金	個別貸倒 引当金	合 計
期 首 残 高	79	1,471	1,550	54	1,482	1,537
当 期 増 加 額	54	544	599	24	537	562
当 期 減 少 額	0	263	263	0	287	287
目 的 使 用 そ の 他	79	269	349	54	333	387
期 末 残 高	54	1,482	1,537	24	1,400	1,424

## 貸出金償却の額

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	貸 出 金 償 却	1	0	0

## 預貸率

(単位: %)

	平成29年度		平成30年度	
	期 末 預 貸 率	41.14	38.61	39.45
期 中 平 均 預 貸 率		41.09		

(注) 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

## || 有価証券に関する指標

### 商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません

### 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成 29 年度	国 債	—	—	104	521	206	5,841	—	6,673
	地 方 債	—	—	200	3,509	—	1,728	—	5,437
	社 債	401	1,432	1,973	7,735	2,967	4,158	840	19,509
	株 式	—	—	—	—	—	—	328	328
	外 国 証 券	—	397	200	319	811	309	—	2,037
	そ の 他	—	1,301	1,919	2,837	4,112	—	3,829	13,999
平成 30 年度	国 債	—	—	103	728	—	2,313	—	3,146
	地 方 債	—	—	3,699	—	398	1,218	—	5,316
	社 債	401	1,630	6,013	3,243	2,668	4,279	1,238	19,476
	株 式	—	—	—	—	—	—	204	204
	外 国 証 券	—	397	511	1,723	301	316	245	3,496
	そ の 他	—	1,325	1,422	4,312	1,521	—	4,519	13,102

### 有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度
	平均残高	平均残高
国 債	6,138	2,849
地 方 債	5,375	5,275
社 債	19,137	18,843
株 式	383	255
外 国 証 券	1,978	2,916
そ の 他 証 券	13,564	14,171
合 計	46,577	44,312

### 預証率の期末値及び期中平均値

(単位: %)

	平成 29 年度	平成 30 年度
期 末 預 証 率	39.26	36.19
期 中 平 均 預 証 率	37.40	35.05

(注)  
預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

\*売買目的及び子会社・関連会社の有価証券は該当ありません。

## || 有価証券の時価情報

### 売買目的有価証券

該当ありません

### 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	平成 29 年度			平成 30 年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	2,328	2,457	129	2,216	2,350	133
	社 債	500	502	2	200	201	1
	その他の債券	200	209	9	200	208	8
	小 計	3,028	3,169	141	2,616	2,760	143
時価が貸借対照表計上額を超えないものの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の債券	300	289	△ 10	300	295	△ 4
	小 計	300	289	△ 10	300	295	△ 4
	合 計	3,328	3,458	130	2,916	3,056	139

\*1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、本表に含んでおりません。

## 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません

## その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	平成29年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	48	44	4	35	33	2
	債券	27,977	26,863	1,113	25,123	24,079	1,043
	国債	6,673	6,327	345	3,146	2,818	327
	地方債	3,109	2,998	110	3,099	2,998	100
	社債	18,194	17,537	657	18,877	18,262	614
	その他	9,013	8,407	606	10,336	9,529	807
	小計	37,039	35,314	1,724	35,495	33,643	1,852
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	112	122	△9	56	62	△6
	債券	814	817	△3	399	400	△0
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	814	817	△3	399	400	△0
	その他	6,522	7,087	△564	5,762	6,051	△289
	小計	7,450	8,028	△577	6,217	6,513	△296
合計		44,490	43,343	1,147	41,713	40,156	1,556

※1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、本表に含んでおりません。

## 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
非上場株式	112		112	

## 金銭の信託の時価情報

## 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

運用目的の金銭の信託	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
		614		14
	610	10		10

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

## 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません

## その他の金銭の信託

該当ありません

## 自己資本充実の状況等

### 自己資本に関する事項

#### (1) 自己資本調達手段の概要

平成30年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様からお預りしている出資金が該当します。

#### (2) 自己資本の構成に関する事項

	平成 29年度	経過措置による 不算入額	平成 30年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,541		9,661
うち、出資金及び資本剰余金の額	494		500
うち、利益剰余金の額	9,062		9,175
うち、外部流出予定額（△）	14		14
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	54		24
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	54		24
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	9,596	9,685
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	11	2	14
うち、のれんに係るもの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	11	2	14
縦延税金資産（一時差異に係るもの）の額	2	0	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	94	23	119
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10 %基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、縦延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15 %基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、縦延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	108	133
<b>自己資本</b>			
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ)	9,487	9,551
<b>リスク・アセット等(3)</b>			
信用リスク・アセットの額の合計額	60,589		67,201
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 6,069		△ 3,235
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）を除く。)	2		—
うち、縦延税金資産	0		—
うち、前払年金費用	23		—
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△ 6,096		△ 3,235
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8 %で除して得た額	3,671		3,587
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーション・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	64,260	70,788
<b>自己資本比率</b>			
自己資本比率((ハ)/(二))	14.76%		13.49%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## ■自己資本の充実度に関する事項

### (1) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

### (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、 所要自己資本の額の合計	60,588	2,423	67,201	2,688
①標準的手法が適用されるポート フォリオごとのエクスポージャー	66,017	2,640	58,635	2,345
( i ) ソブリン向け	422	16	358	14
( ii ) 金融機関向け	7,909	316	9,971	398
( iii ) 法人等向け	21,211	848	21,378	855
( iv ) 中小企業等・個人向け	6,065	242	6,112	244
( v ) 抵当権付住宅ローン	404	16	368	14
( vi ) 不動産取得等事業向け	2,001	80	1,827	73
( vii ) 3ヵ月以上延滞等	142	5	117	4
( viii ) 出資等	3,237	129	209	8
( ix ) その他	685	27	645	25
( x ) 上記以外	23,935	957	17,646	705
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③-1. 複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の資産の 把握が困難な資産	586	23		
③-2. リスクウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー			11,753	470
ルックスルーワ方式			11,753	470
マンデート方式			—	—
蓋然性方式 (250%)			—	—
蓋然性方式 (400%)			—	—
フォールバック方式 (1250%)			—	—
④経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額	27	1	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等 調達手段に係るエクスポージャーに 係る経過措置によりリスク・アセット の額に算入されなかったものの額(△)	6,096	243	3,235	129
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	34	1	27	1
⑦中央清算機関連エクスポージャー	20	0	20	0
口. オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,671	146	3,587	143
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+口)	64,260	2,570	70,788	2,831

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

(注) 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。

(注) 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

(注) 4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

(注) 5. オペレーションナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

<オペレーションナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

(注) 6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## ■ 信用リスクに関する事項（証券化エクスポートを除く）

### （1）リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多頭取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

信用リスク管理の状況については、信用リスク委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

### （2）リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポートの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- (株)格付投資情報センター (R&I)
- (株)日本格付研究所 (JCR)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)
- ムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インク (Moody's)

#### 【用語解説】

##### 「リスク・アセット」

リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額

##### 「繰延税金資産」

金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。

会計上の費用（または収益）と税法上の損金（または益金）の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じます。

##### 「リスク・ウェイト」

債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。

##### 「ALM（Asset Liability Management）」

ALMは、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されるバランスシートのリスク管理方法です。

## イ. 信用リスクに関するエクスポートヤー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	エクス ポートヤー 区分	信用リスクエクスポートヤー期末残高								3ヵ月以上延滞 エクスポートヤー	
		貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ 取引					
29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
製造業	2,495	2,459	2,389	2,353	—	—	—	—	—	341	316
農業、林業	50	27	50	27	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	56	0	56	0	—	—	—	—	—	56	—
建設業	8,745	7,958	5,309	4,818	3,435	3,140	—	—	300	114	—
電気・ガス・熱供給・水道業	2,748	2,908	144	105	2,603	2,802	—	—	—	—	—
情報通信業	1,793	2,014	131	124	800	1,700	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3,400	3,170	2,072	1,841	1,300	1,300	—	—	7	6	—
卸売業、小売業	5,231	6,173	3,201	3,172	1,499	2,500	—	—	7	21	—
金融業、保険業	44,676	49,937	2,493	1,688	9,511	8,315	—	—	—	—	—
不動産業	10,325	5,288	3,869	3,570	1,298	1,500	—	—	29	29	—
物品賃貸業	3,582	3,736	3,482	3,636	99	100	—	—	142	141	—
学術研究、専門・技術サービス業	128	120	127	118	—	—	—	—	37	32	—
宿泊業	1,270	1,774	1,270	1,774	—	—	—	—	13	—	—
飲食業	556	559	556	559	—	—	—	—	171	163	—
生活関連サービス業、娯楽業	1,918	1,782	1,918	1,782	—	—	—	—	1	5	—
教育、学習支援業	234	219	234	219	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	2,606	2,300	2,606	2,300	—	—	—	—	18	18	—
その他のサービス	1,460	1,411	1,460	1,411	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	27,144	16,188	8,573	7,754	11,654	8,434	—	—	—	—	—
個人	10,539	10,593	10,539	10,593	—	—	—	—	58	22	—
その他	5,497	4,397	—	—	300	300	—	—	—	—	—
業種別合計	134,463	123,023	50,487	47,852	32,503	30,093	—	—	1,186	871	—
1年以下	26,806	33,933	7,290	5,746	400	400	—	—	—	—	—
1年超3年以下	14,428	12,989	4,037	4,272	1,797	1,997	—	—	—	—	—
3年超5年以下	9,611	15,411	5,425	5,404	2,399	10,006	—	—	—	—	—
5年超7年以下	20,160	10,756	4,799	4,406	12,559	6,290	—	—	—	—	—
7年超10年以下	17,497	12,075	8,384	8,295	4,721	3,679	—	—	—	—	—
10年超	31,100	26,103	20,173	19,384	9,826	6,518	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	14,858	11,753	375	342	800	1,200	—	—	—	—	—
残存期間別合計	134,463	123,023	50,487	47,852	32,503	30,093	—	—	1,186	871	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

(注) 2. 「3ヵ月以上延滞エクスポートヤー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポートヤーのことです。

(注) 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポートヤーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

(注) 4. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(注) 5. 信用リスクエクスポートヤー期末残高は、内訳の区分の合計とは必ずしも一致しない。

(注) 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## □. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	平成29年度			平成30年度		
	一般貸倒 引当金	個別貸倒 引当金	合 計	一般貸倒 引当金	個別貸倒 引当金	合 計
期 首 残 高	79	1,471	1,550	54	1,482	1,537
当 期 增 加 額	54	544	599	24	537	562
当 期 減 少 額	目的使用	—	263	263	—	287
	その 他	79	269	349	54	333
期 末 残 高	54	1,482	1,537	24	1,400	1,424

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

## ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
					目的使用		その他							
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度		
製 造 業	61	301	255	1	—	—	15	2	301	299	—	—		
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	63	55	—	53	—	53	8	55	55	—	—	—		
建 設 業	571	425	9	284	5	182	150	180	425	347	1	0		
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
運輸業、郵便業	7	5	0	0	—	—	2	0	5	5	—	—		
卸売業、小売業	262	264	214	29	201	—	11	14	264	279	0	—		
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
不 動 産 業	34	54	32	0	—	—	12	15	54	39	—	—		
物 品 賃 貸 業	107	103	—	1	—	—	4	1	103	103	—	—		
学術研究、専門・技術サービス業	30	22	—	0	—	—	7	5	22	17	—	—		
宿 泊 業	80	26	4	51	51	13	7	13	26	50	—	—		
飲 食 業	127	116	2	2	—	0	14	0	116	117	—	0		
生活関連サービス業、娯楽業	1	5	3	—	—	—	0	0	5	5	—	—		
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
医 療、福 祉	15	14	—	0	—	—	1	0	14	14	—	—		
その他のサービス	17	8	1	57	—	—	11	0	8	65	—	—		
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個 人	87	78	18	55	4	38	22	42	78	54	—	0		
合 計	1,471	1,482	544	537	263	287	269	333	1,482	1,400	1	0		

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(注) 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポートの額		エクスポートの額	
	平成 29 年度		平成 30 年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	27,445	—	18,259
10%	1,398	7,966	1,398	7,544
20%	3,390	34,108	3,790	40,063
35%	—	1,175	—	1,063
50%	9,850	1,229	0	825
75%	—	7,142	—	6,943
100%	6,571	31,729	6,394	24,350
150%	—	26	—	15
200%	—	—	—	—
250%	2,098	313	3,100	315
1,250%	0	28	—	—
合 計	134,463		123,023	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

(注) 2. エクスポートは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

(注) 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポート（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央精算機関連エクスポートは含まれておりません。

## ■ 信用リスク削減手法に関する事項

## (1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う主要な担保には、預金積金があり、担保に関する手続については、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されております。

## (2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	平成 29 年度			平成 30 年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート	1,743	3,943	—	1,561	4,316	—
①ソブリン向け	—	1,154	—	—	1,160	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	1,199	135	—	1,013	128	—
④中小企業等・個人向け	544	2,654	—	548	3,027	—
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
⑦3カ月以上延滞等	—	—	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## ■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

### (1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、信託約款に基づいて投資信託会社へ委託している証券投資信託の一部について、委託会社が市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っている商品を保有しております。証券投資信託については、「余資運用基準」に定めている投資枠内での取り扱いとなっており、影響は限定的であります。

なお、長期決済期間取引は該当ございません。

与信相当額の算出に用いる方式	平成29年度		平成30年度	
	カレント・エクスポートージャー方式	カレント・エクスポートージャー方式	カレント・エクスポートージャー方式	カレント・エクスポートージャー方式
	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額		
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
派生商品取引合計	204	—	204	—
外国為替関連取引	104	—	104	—
株式関連取引	100	—	100	—
長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	204	—	204	—
	平成29年度		平成30年度	
担保の種類別の額	該当ありません		該当ありません	

#### 【用語解説】

##### 「派生商品取引」

(=デリバティブ取引)有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指します。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。

## ■証券化エクスポートージャーに関する事項

### (1) リスク管理方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には、証券の裏づけとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したもので、オリジネーターに当たるものではありません。

当該証券投資に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて常務会、ALM委員会に諮り、適切なリスク管理に努めています。

また、証券化商品への投資は「余資運用基準」等に基づき適正な運用・管理を行っています。

### (2) 証券化エクスポートージャーについて、信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しています。

### (3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

### (4) 証券化エクスポートージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポートージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- (株)格付投資情報センター (R&I)
- (株)日本格付研究所 (JCR)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

#### 投資家の場合

##### イ. 保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

A. 証券化エクスポートージャー (再証券化エクスポートージャーを除く)

該当ありません

B. 再証券化エクスポートージャー

該当ありません

## 口. 保有する証券化工クスポートジャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

A. 証券化工クスポートジャー（再証券化工クスポートジャーを除く）

該当ありません

B. 再証券化工クスポートジャー

該当ありません

## ハ. 保有する再証券化工クスポートジャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ありません

## ■出資等エクスポートジャーに関する事項

## (1) 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポートジャー又は株式等エクスポートジャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によって把握するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的に理事会・常務会・ALM委員会へ報告しています。

また、リスクの状況は、定期的なモニタリングを実施するとともに、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

## イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	243	243	147	147
非上場株式等	14,546	—	657	—
合計	14,790	243	804	147

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

(注) 2. 平成29年度の上場株式等には裏付資産が出資等エクスポートジャーに該当する投資信託を含めています。

## ハ. 出資等エクスポートジャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
売却益	84		111	
売却損	37		163	
償却	—		—	

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

## ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
評価損益	△0		△4	

## 二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
評価損益	該当ありません		該当ありません	

## 【用語解説】

## 「ストレステスト」

例外的だが蓋然性のある事象（ブラックマンデー等）が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法です。

## ■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーに関する事項

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
ルック・スルー方式を適用するエクスポートジャー			16,270	
マンデート方式を適用するエクスポートジャー			—	
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポートジャー			—	
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポートジャー			—	
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポートジャー			—	

## ■ 金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

#### ①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、その他の市場リスク（価格変動リスク）との関係性を考慮しながら、銀行勘定の市場リスクを一体的に管理しております。

#### ②リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることを基本方針としており、金利リスクは、事業計画において決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、市場リスクの一つとしてリスク資本が配賦されています。統合的リスク管理の主管部署であるALM委員会は、配賦資本に対する市場リスク量の状況を検証し、常務会に報告しております。

#### ③金利リスク計測の頻度

銀行勘定の金利リスクについては月末日を基準として月次で、有価証券の時価変動リスクについては前営業日を基準として日次で計測しております。

#### ④ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

市場リスク量が資本配賦額を超過した場合は、ALM委員会にて協議の上、常務会が削減方法を決定する体制としております。

### (2) 金利リスクの算定手法の概要

#### ①開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年	内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の根拠	該当事項はありません。
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年	前事業年度末開示からの変動に関する説明	開示初年度につき、記載はありません。
流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提	計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当金庫の $\Delta E V E$ は自己資本額の20%を超えておりますが、金利リスク頭在時においても十分な自己資本額の余裕を確保しており、国内基準金融機関の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております。
固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。		
複数の通貨の集計方法及びその前提	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一とみなし、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。		
スプレッドに関する前提			

#### ②当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当金庫では、統合的リスク管理において、VaRで計測されるリスク量が、配賦資本の範囲内に収まっているかどうかをモニタリングしています。その他、金利1%上昇した場合の現在価値変動額(BPV)を使用して、金利変動が自己資本比率等に与える影響をモニタリングしています。その結果については、ALM委員会で検証し、常務会に報告しています。

IRRBB1：金利リスク	$\Delta E V E$	
	当期末	前期末
1 上方パラレルシフト	3,927	
2 下方パラレルシフト	0	
3 スティープ化	3,282	
4 フラット化		
5 短期金利上昇		
6 短期金利低下		
7 最大値	3,927	
当期末		
8 自己資本の額	9,551	

(注)「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関する内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(2017年度)は、1,543百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末の $\Delta E V E$ とは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

## ■ オペレーション・リスクに関する事項

オペレーション・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、オペレーション・リスクについて、事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、各種委員会において協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

リスクの計測につきましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

## II 不良債権の状況

### ■ 信用金庫法によるリスク管理債権

平成31年3月末リスク管理債権のうち破綻先債権、延滞債権（合計4,237百万円）については不動産等確実な担保や公的保証機関等の保証によって1,592百万円がカバーされており、不足分2,645百万円についても個別貸倒引当金勘定で52.94%引当済みであります。

3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権（合計296百万円）につきましても、不動産等担保、公的保証機関等でカバーされているほか、今後の予想損失額を貸倒引当金として引当済みであります。

	平成30年3月末	平成31年3月末
リスク管理債権合計	5,017百万円	4,534百万円
総貸出金に占める割合	9.98%	9.49%

#### 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

破綻先債権額	592百万円	335百万円
延滞債権額	4,125	3,901
合計	4,718	4,237
担保・保証額	1,693	1,592
回収に懸念がある債権額	3,025	2,645
個別貸倒引当金	1,469	1,400
同引当率	48.55%	52.94%

#### 3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

3ヶ月以上延滞債権額	一百万円	一百万円
貸出条件緩和債権額	298	296
合計	298	296
担保・保証額	61	51
回収に管理を要する債権額	237	245
貸倒引当金	3	2
同引当率	1.46%	1.07%

■「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあった債務者。
- ②再生手続開始の申立てがあった債務者。
- ③破産手続開始の申立てがあった債務者。
- ④特別清算開始の申立てがあった債務者。
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者。

■「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金。
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金。

■「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しない貸出金です。

■「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

■なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

■「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

■「個別貸倒引当金」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額・延滞債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。

■「貸倒引当金」には、貸借対照表上的一般貸倒引当金の額のうち、3ヶ月以上延滞債権額・貸出条件緩和債権額に対して引当てる額を記載しております。

## ■ 金融再生法による開示債権額

金融再生法により、自己査定結果に基づく資産内容の開示が義務付けられたもので、当金庫における開示対象債権は、貸出金、債務保証見返、未収利息、仮払金となっています。

	平成 30年3月末	平成 31年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,798百万円	1,698百万円
危険債権	3,079	2,539
要管理債権	298	296
正常債権	45,307	43,302
合計額	50,484	47,837
不良債権比率	10.25 %	9.47 %

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

## ■ 金融再生法開示債権保全状況

	平成 30年3月末	平成 31年3月末
金融再生法上の不良債権	5,176百万円	4,534百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,798	1,698
危険債権	3,079	2,539
要管理債権	298	296
保全額	3,291	3,047
貸倒引当金	1,486	1,403
担保・保証等	1,804	1,644
保全率	63.57 %	67.20 %
担保・保証等控除後債権に対する引当率	44.08 %	48.54 %

※貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。



## 信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づく開示項目

## 1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1) 事業の組織	29
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	29
(3) 会計監査人の氏名又は名称	29
(4) 事務所の名称及び所在地	10

## 2. 金庫の主要な事業の内容

## 3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況	31
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を表す指標	31

- ①経常収益 ②経常利益又は経常損失
- ③当期純利益又は当期純損失
- ④出資総額 ⑤出資総口数 ⑥純資産額
- ⑦総資産額 ⑧預金積金残高 ⑨貸出金残高
- ⑩有価証券残高 ⑪単体自己資本比率
- ⑫出資に対する配当金 ⑬職員数

## (3) 直近の2事業年度における事業の状況

①主要な業務の状況を示す指標	40
●業務粗利益・業務粗利益率	
●資金運用収支・役務取引等収支・その他業務収支	
●資金運用勘定・調達勘定の平均残高・利息・利回り	
●資金運用利回・資金調達原価率・総資金利鞘	
●受取利息及び支払利息の増減	
●総資産経常利益率・総資産当期純利益率	
②預金に関する指標	41
●預金科目別平均残高	
●定期預金種類別残高	
③貸出金等に関する指標	41～43
●貸出金科目別平均残高	
●金利区分別貸出金残高	
●使途別の貸出金残高	
●業種別の貸出金残高等	
●担保の種類別貸出金残高・債務保証見返額	
●預貸率の期末値及び期中平均値	
④有価証券に関する指標	44
●商品有価証券の種類別の平均残高	
●有価証券の種類別の残存期間別残高	
●有価証券の種類別の平均残高	
●預証率期末値及び期中平均値	

## 4. 金庫の事業の運営に関する事項

(1) リスク管理体制	24
(2) 法令等遵守の体制	21
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	6
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	25～26

## 5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

(1) 貸借対照表	32
損益計算書	38
剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	38
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	55
②延滞債権に該当する貸出金	55
③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	55
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	55
(3) 金融再生法基準による開示債権	56
(4) 自己資本の充実の状況等	46
(5) 次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益	
①有価証券	44～45
●売買目的有価証券	
●満期保有目的の債券	
●子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
●その他有価証券	
●時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額	
②金銭の信託	45
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当ありません
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	43
(7) 貸出金償却の額	43
(8) 会計監査人による監査	38

## 〔信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項〕に基づく開示項目

1. 自己資本に関する事項	
(1) 自己資本調達手段の概要	46
(2) 自己資本の構成に関する事項	46
2. 自己資本の充実度に関する事項	
(1) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	47
(2) 自己資本の充実度に関する事項	47
3. 信用リスクに関する事項	
(1) リスク管理の方針及び手続きの概要	48
(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	48～51
イ 信用リスクに関するエクスポートジャー及び主な種類別の期末残高	
ロ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
ハ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等	
ニ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートジャーの額等	
4. 信用リスク削減手法に関する事項	
(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	51
(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャーの額	51
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	52
6. 証券化工クスポートジャーに関する事項	
(1) リスク管理方針及び手続きの概要	52
(2) 証券化工クスポートジャーについて、信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称	52
(3) 証券化取引に関する会計方針	52
(4) 証券化工クスポートジャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	52～53
イ 保有する証券化工クスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	
□ 保有する証券化工クスポートジャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等	
ハ 保有する再証券化工クスポートジャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無	
7. 出資等エクスポートジャーに関する事項	
(1) 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポートジャー又は株式等エクスポートジャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	53
イ 貸借対照表計上額及び時価等	
ロ 出資等エクスポートジャーの売却及び償却に伴う損益の額	
ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	
ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーに関する事項	53
9. 金利リスクに関する事項	
(1) リスク管理の方針及び手続きの概要	54
(2) 金利リスクの算定手法の概要	54
10. オペレーションル・リスクに関する事項	54

※本誌では、原則として単位未満切り捨てのうえ表示しております。  
したがいまして、合計を表示している欄等との数値が一致しない場合があります。

## 【表紙説明】

国立天文台水沢V L B I 観測所((一社)奥州市観光物産協会提供)

## 「北緯 39 度 8 分の緯度線」

1899 年から緯度変化の国際共同観測を北緯 39 度 8 分で行うことが決まり、水沢(現在の奥州市)を含めて世界 6 力所で観測が始められました。

水沢のこの地に観測所が設けられ、その後眼鏡天頂儀(光学望遠鏡)を使つた観測で、この地点の緯度は北緯 39 度 8 分 3 秒と決められました。

現在この地点の世界座標系での緯度は 39 度 8 分 2.2 秒です。わずかな差があるのは、鉛直線偏差(地球の重力場に偏りがあること)が原因となっています。





〒023-0806 岩手県奥州市水沢字日高西71番地1  
TEL.0197-23-5191  
<http://www.mizusawashinkin.co.jp/>

令和元年7月発行